

平成24年第1回定例会

総務民生常任委員会
会議録 ①

期日：平成24年3月8日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時

平成24年3月8日（木曜日） 午前10時00分～午後4時01分

会 場

大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

2番 佐藤 文子	10番 富岡 喜芳	15番 渡邊 秀俊
16番 高橋 敏英	22番 本間 輝男	25番 橋村 誠
30番 鎌田 正		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：老松 博行	議会事務局長：佐々木 誠治
神岡支所長：鈴木 直樹	西仙北支所長：今野 幸宏
中仙支所長：皆川 貢	協和支所長：武田 春樹
南外支所長：伊藤 芳広	仙北支所長：佐々木ジョージ
太田支所長：草薨 均	次長兼総務課長：進藤 雅彦
会計管理者：柴田 敬史	秘書課長：伊藤 敏夫
財政課長：佐藤 芳彦	契約検査課長：久保江 信晴
税務課長：佐藤 哲男	管財課長：舩屋 博之
総合防災課長：郡山 茂樹	選挙管理委員会事務局長：菅原 正悦
監査委員事務局長：佐藤 智弘	

議会事務局職員出席者

参事 竹内 徳 幸

審議案件

- 第1 議案第14号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第2 議案第15号 大仙市減債基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第3 議案第17号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第4 議案第18号 大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第5 議案第33号 町の区域の変更について
 - 第6 議案第34号 字の区域の変更について
 - 第7 議案第48号 平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）
 - 第8 議案第61号 平成23年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第1号）
 - 第9 議案第63号 平成24年度大仙市一般会計予算
 - 第10 議案第76号 平成24年度大仙市内小友財産区特別会計予算
 - 第11 議案第77号 平成24年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
 - 第12 議案第78号 平成24年度大仙市荒川財産区特別会計予算
 - 第13 議案第79号 平成24年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
 - 第14 議案第80号 平成24年度大仙市船岡財産区特別会計予算
 - 第15 議案第81号 平成24年度大仙市淀川財産区特別会計予算
 - 第16 陳情第36号 「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求めることについて
 - 第17 陳情第46号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求めることについて
 - 第18 陳情第48号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求めることについて
 - 第19 平成24年度 入札契約制度の改正について
-

午前10時00分 開会

○委員長（渡邊秀俊） ○委員長（渡邊秀俊） おはようございます。委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。審査にあたっては、本日は総務部関係について行い、明日の2日目は、市民部関係及び両部に係る事件について審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。はじめに、老松総務部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○総務部長（老松博行） 総務民生常任委員会の委員の皆様には、昨日までの本会議に引き続きまして、本日からの委員会審査につきましても、よろしく願い申し上げます。

当委員会に審査付託となりました案件は、条例案、総務部関係、市民部関係合わせまして6件、単行案2件、平成23年度補正予算案4件、平成24年度当初予算案9件の合計21件というふうに、大変多くなっておりますけれども、よろしく願いしたいと思います。

なお、先程来、ご指示ありましたように、当初予算等の事業説明にあたりましては、新規事業、それから拡充事業などを中心に簡潔にご説明申し上げたいと存じますので、予めご了承いただきたいと思います。各案件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。それでは、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、今回は条例案や補正予算に加え、24年度の当初予算もあり、内容も多くなっておりますので、説明は新規事業や拡充事業、また、特に説明を要する事業などを中心に簡潔にさせていただき、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、よろしく願いします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（渡邊秀俊） はじめに、議案第14号、「大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤哲男） 資料No.1、3ページをお願いいたします。議案第14号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。次のページをお願いいたします。大仙市税条例の一部を改正する条例、大仙市税条例（平成17年大仙市条例第85号）の一部を次のように改正するとしてございます。このことにつ

きましては、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正としましては、附則の24条（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）についての改正となっておりますが、改正文の朗読につきましては割愛をさせていただきます。この度、地方税法の改正に伴い、従前は、雑損控除の適用となる災害関連支出について、その災害がやんだ日から1年以内に支出したものを雑損控除の対象としていましたが、東日本大震災に係る災害関連支出につきましては、1年を超え3年以内に支出されるものについても対象とする改正となっております。また、当該震災は平成23年に発生した災害ですが、災害関連支出について、平成22年において生じたものとして、控除することが出来るとしており、控除しきれない災害関連支出について、平成24年度以後に繰り越される場合にあつては、当該災害関連支出について、平成23年に生じなかったこととするものでございます。第2項については、納税義務者と生計を一にする親族の損失についても同様の取扱とするものでございます。第3項については、項の整理となっておりますが、申告書に東日本大震災の災害についての記載を求めています。

以上 議案第14号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（【なし】と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（【なし】と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（【なし】と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第15号、「大仙市減債基金条例の一部を改正する条

例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤財政課長。

- 財政課長（佐藤芳彦） 議案第15号 大仙市減債基金条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。議案書の5ページになります。減債基金につきましては、市債の償還に係わる財源の確保を目的としているものでありますが、市債に準じた性格を有している普通建設事業に係わる債務負担につきましても、同様にその財源として基金を処分できるようにするもので、公布の日から施行することとしております。

今回、こうした改正をお願いいたしますのは、合併前に、秋田県町村土地開発公社に委託して、施設の用地の取得及び造成を行ったものがありますが、今般、秋田県町村土地開発公社が解散手続きにはいることから、借入金の繰上げ償還を、年度内に実施する必要があることから、繰上げ償還の財源として、減債基金を活用するものであります。

以上、条例案についてご説明申し上げましたが、よろしくようお願い申し上げます。

- 委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

-
- 委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第17号、「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。郡山総合防災課長。

- 総合防災課長（郡山茂樹） 議案第17号、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。資料1の9、10ページ、をお願いします。消防団員の不足を補うために、市内在住で、消防団活動に理解・協力して戴く50歳未満の方を対象とした「消防団協力員」を募集

します。この、消防団協力員の報酬の額を、同条例の別表第1に追加するもので、規定の追加内容としましては、①報酬年額2万円であります。また、施行期日は、平成24年4月1日を予定しております。以上、条例案について、説明申し上げましたが、よろしくお取りはからいただきますよう、お願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 50歳未満を対象とするということのようですけれども、災害現場に出動する回数も相当ここ数年増えてきているわけですが、こういった方々の出動の費用弁償、日当というか、消防団に出しているような手当というか、そういうふうなものは考えていなかったものなのかどうかということ。それから何人くらいが協力員として登録していただけるものかお聞かせください。

○委員長（渡邊秀俊） はい、郡山課長。

○総合防災課長（郡山茂樹） 消防団協力員の構想が出ましたのは22年の4月1日前後から構想をしたためております。2年間かけて消防団の幹部の方々のご意見あるいは当事務局との数回に渡る積み上げにおきまして、費用弁償、これにつきましては災害現場に後方支援という形でいってもらおうという形で、訓練等には来ていただかなくても結構ということで、50歳未満の消防団5年以上の経験者ということで絞り込もうという意見が消防団の幹部の方々から精査されまして、そういうことに落ち着いたところでございます。また、本条例の規定では、年額2万円ということだけに、制定した次第でございまして、これは、現在消防団員の年報酬が3万円、積算基礎としまして、概ね3分の2の支給額ということで設定しております。今のところ、大仙市内全部では、100人前後を予定しておりますけれども、各地域によっては温度差があるような気がしております。出動手当は出ます。消防団と同じような扱いでございまして。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤議員。

○委員（佐藤文子） 今の説明の中で、対象者は5年未満といたしましたか、5年未満といたしましたか、5年以上の消防団員の経験を持った方というふうなことをおっしゃいましたか。

○総合防災課長（郡山茂樹） 5年以上経験のあった方。

○委員（佐藤文子） 現在そういう方々は消防団員じゃない人で50歳未満というふうな、消防団経験が5年以上あって、そして50歳未満で現在消防団員じゃない人というふう

なことなんでしょうが、そういう対象というのは100名前後といわれますけれども、実際それだけの数がいらっしゃるものなのか、現実的な問題としてお聞きしたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、郡山課長。

○総合防災課長（郡山茂樹） 消防団の幹部会議の検討の中で、やっぱり現場に出るので、実際動いてもらわないと困るという意見が大半でございました。それとやっぱり分団長の命令、号令をちゃんと聞く人ということで、途中で団員を辞められた方というのは、それぞれの理由あるいはしがらみがあると思うんですが、そういった方々でも協力してもらわないと人が足りないという状況で、今おっしゃったとおり、100名というのは、私ちょっとイメージ湧かないんですけど、各地域によっては、ある地域では30名から40名、ある地域では10名前後といったところで、まず、4月1日から施行させていただきまして、募集に力を入れたいと思っております。

○委員（佐藤文子） まずわかりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他にありませんか。はい。

○副委員長（富岡喜芳） 名前は協力員ですけども、実際は消防団と同じような活動することになりますか。それと、もう一つは、例えば、制服というか、そういうのはどのような取り扱いになるのか、2つについてお尋ねします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、郡山課長。

○総合防災課長（郡山茂樹） 正規の消防団員との活動の中身につきましては、主として後方支援でやっていただくということを考えております。活動服のみの給付と考えております。

○委員長（渡邊秀俊） 制服を支給するということだしべ。はい富岡委員。

○副委員長（富岡喜芳） 労務災害とかそういう事故等についての対応はどうなりますか。

○総合防災課長（郡山茂樹） 条例が遅れましたのは、秋田県市町村総合事務組合との協議が遅くなりましてこの時期になったんですけど、当然公務災害の適用についてはご了承を頂いております。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(渡邊秀俊) 次に、議案第18号、「大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。菅原選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(菅原正悦) 資料NO.1、11ページをお願いいたします。議案第18号大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。次のページをお願いします。大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を次のように改正しようとするものであります。改正の内容といたしましては、選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払いについてであります。

これまで、大仙市投票区のポスター掲示場は500を超える場合を想定し、規定しておりましたが、投票区数が減少することに伴い、公費負担の算定方法について、ポスター掲示場が500以下となった場合を追加するものであります。第9条中第1号につきましては、「ポスター掲示場の数が500以下である場合」、510円48銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、301,875円を加えた合計金額を公費の支払い限度額とするものであります。第2号につきましては、「ポスター掲示場の数が500を超える場合」で、これまで同様の公費負担の算定方法であります。なお、この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用するものであります。以上、よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(渡邊秀俊) 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、鎌田委員。

○委員(鎌田正) ポスター掲示場の設置基準はどういったものですか。

○委員長(渡邊秀俊) はい、菅原局長。

○選挙管理委員会事務局長(菅原正悦) 公職選挙法の施行令の中で、投票区の有権者数

と投票区の面積によってポスター掲示場の数が規定されることになっております。

○委員（鎌田正） それで、面積だけれども、極端な言い方だけれども、全然人の通らないような場所に設置しているのが結構あるんですな。これを見直すということはないものですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、菅原局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅原正悦） その件に関しましては、例えば今鎌田議長さんのご質問にあるように、西仙北であれば、167平方キロという広大な面積がありました。それを今回再編することによりまして、120平方キロという面積を再検討させていただいた結果、西仙北地域の投票区に関しましては、何か所か減少ということになります。

○委員（鎌田正） あの、減少することは、当然減少するべきだと思っているんだども、設置場所等について、ただ面積割り、あるいは人口割りということになれば、今言ったように、面積割りの関係なのかはわからないけれども、全然今言ったような人の通らない、あるいは村はずれの部落、集落外れの1軒か2軒しかないところにも結構立ってるんだしな、実際は。こういったものはやっぱり無意味だから、もう少し検討する余地があるんじゃないのかと、思っての質問ですけども、そこら付近は検討したことねしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、菅原局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅原正悦） 選挙の都度委員会の方に諮りながら、ポスター掲示場の設置箇所を選定しておりますが、いま一度、市の担当の方々と現地精査しまして検討させていただきたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） そうだと思っただども、実際は、無意味なところに掲示板あるんだな。我々もこういった商売というか、こういう立場なってみて、ほんと、無意味だっていえば何か逆の言い方すれば、薄いところがはじかれたような、関心が薄いような感じ受けられるけれども、もう少し効率いいような掲示板の設置を決めたらいいんじゃないのかなと思っておりますので、再度ご検討願えればと。

○委員長（渡邊秀俊） はい、菅原局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅原正悦） 検討させてください。いずれ、現地精査をした結果、見直しをかけたいと思っております。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 鎌田委員と全く正反対の立場から、やっぱり選挙という場合には、
どういう方が立候補しているのか、全ての有権者にきちっと知れるような環境を作って
やるのが選挙管理委員会の仕事だと私は思っています。そういう意味で、相当に、この
限界集落といわれるような人口の非常に薄い地域があちこちに出てきているわけですが
れども、そういった地域を切り捨てていくというふうなやり方は公平な選挙、情報をし
っかり知らせていくということとは逆なのではないかなと私は思うわけです。そういう
意味で、人口密集地の中のあちこちの角角に立っているような掲示板というものはむし
ろ見直した方がいいのであって、集落ごとにしっかり設置して、保障していくというふ
うなことは私はそちらの方が当然の考え方じゃないかなと思って、今回投票区数が減少
することというふうになってるわけですし、昨年でしたっけか、投票区新たな一覧表が
出されましたけれども、そのへんでなんぼでも散在している集落も、十分大切にした掲
示板の設置というふうなものを是非進めてほしいと私は思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、菅原局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅原正悦） 堅苦しいご答弁になるかも知れませんが、
ポスター掲示場の箇所については、先ほどもご答弁させていただきましたが、公職選挙
法の施行令の中で設置数が決まっております。しかしながら、支所の方々と、今一度現
地を精査しながら、どこが望ましいのかというものを再検証させていただきたいと思
います。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決ま
しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第33号、「町の区域の変更について」を議題といた

します。当局の説明を求めます。進藤総務部次長。

○総務部次長（進藤雅彦） 議案第33号、町の区域の変更についてご説明申し上げます。議案書の51ページと52ページになります。本件につきましては、都市再開発法に基づく、大曲通町地区第一種市街地再開発事業の施行に伴いまして、整備後の土地の形態に合わせ、施行区域内の大曲福住町の一部を大曲通町に変更する必要が生じ、施行者から町界変更の依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。以上、ご説明申し上げましたが、よろしく願います。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は願います。はい、高橋委員。

○委員（高橋敏英） 何して通町さ入れたかの根拠は。

○総務部次長兼総務課長（進藤雅彦） いま、主となる公設ビル、あるいはJ C、ヤマサの地域が通町、それから南街区の方も通町ということで福住町の一部を通町に入れたと聞いております。

○委員（高橋敏英） ただ面積割り。面積割りだか。面積の多い方に付けただけ。

○総務部次長兼総務課長（進藤雅彦） 後ろの方といたしますか、ねむの木駐車場等、通町になっておりますので、そこら辺も勘案いたしまして通町にしたということで伺っております。

○委員（高橋敏英） はい、わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第34号、「字の区域の変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。進藤総務部次長。

○総務部次長（進藤雅彦） 議案第34号、字の区域の変更につきましてご説明申し上げます。議案書の53ページから61ページまでになります。本件につきましては、土地改良法に基づく、仙北西地区の農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴いまして、同地区の従来地形が変更されたことから、同地区の字の区域を変更する必要が生じ、秋田県知事より字の区域の変更の依頼がありましたので、議案記載のとおり変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。以上、ご説明申し上げましたが、よろしくお願いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第48号、「平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」の内、総務部関係についてを議題といたします。所管する補正予算について、説明をお願いします。はじめに、佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木誠治） 議案第48号 平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）のうち議会費の歳出に係わる項目について、ご説明申し上げます。補正予算書の21ページをご覧ください。1款1項1目 議会費、7事業の議員報酬、期末手当及び共済費は、10,443千円の減額補正であります。内容は、議員報酬におきまして、故北村議員にかかる報酬3カ月分「1,203,000円」の減額と、議員共済負担金において9,240,000円を減額するものであります。この議員共済負担金の減額につきましては、当初にお

いて標準月額報酬を条例規定に基づきまして430,000円として積算しておりましたが、その後の条例附則改正により7%減額されましたことにより、標準月額報酬が400,000円と引き下げられ、それに伴う負担金額が下がったものであります。また、この議員共済制度は昨年5月末をもって廃止されましたが、その際に、年度末には年金受給額により精算が発生すると通達があったことから、12月補正で減額しないで留保しておりましたが、全国市議会議員共済会に再三確認しましたところ、その年度末精算は行わない旨の回答があったことから、標準報酬月額を引き下げ分をそのまま減額するものであります。

ちなみに大仙市議会の年金受給額は、年間、約156,354,000円で、平成23年度の負担金額と比較しますと、不足する約33,000,000円を年度末に精算する必要があるかと考えておりましたが、この負担がないということでもありますので、申し添えます。以上で説明を終わります。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、進藤 総務部次長。

○総務部次長（進藤雅彦） 議案第48号、平成23年度大仙市一般会計補正予算第14号のうち、総務課関係についてご説明いたします。補正予算書の34ページと35ページをお開き願います。総務課関係につきましては、普通会計における職員人件費の補正でございます。内容でございますが、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が、平成23年12月14日に公布され、同日に施行されたことに伴いまして、地方公共団体の職員である組合員等に係る費用として、地方公共団体が負担すべき基礎年金拠出金に係る公的負担率が引き上げられたことにより、補正をお願いするものでございます。引き上げられる率ですが、市長、副市長、常勤監査委員の特別職においては、9.5パーミル引き上げ38.5パーミルに、一般職においては、11.875パーミル引き上げ48.125パーミルとなるもので、これにより、特別職におきましては32万3千円の補正を、一般職におきましては4,039万4千円の補正をお願いするものでございます。以上、ご説明申し上げましたが、よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤芳彦） 財政課所管の補正事項について、ご説明いたします。恐れ入りますが、23年度補正予算案ということで、事業説明書をお手元に配付してございますので、説明の方はそちらの資料でご説明申し上げたいと思いますのでよろしく願いいたします。

1 ページをお願いいたします。はじめに歳入の関係であります。

6 款「地方消費税交付金」は、税率が消費税の税率 5 % の 1 % 分相当額であります。今年度の交付額が決定したことから、5, 1 9 1 万 1 千円の補正であります。次の 9 款「地方特例交付金」につきましても、今年度の交付額が決定いたしましたので、当初予算額との差額分 2, 6 5 2 万 8 千円を減額補正するものであります。1 0 款「地方交付税」は、1 億 6, 2 0 0 万 4 千円の補正であります。「普通交付税」としては、6, 2 0 0 万 4 千円の補正であります。今回の補正で普通交付税の予算計上額は、1 9 6 億 9, 0 7 7 万 2 千円となりまして、全額計上したことになります。次に、「特別交付税」としては、1 億円の補正であります。今回は、除雪対策費、生活バス路線運行維持対策費の財源の一部として計上しております。特別交付税は、災害などの特殊財政事情により交付されるものであります。特別交付税の予算計上累計額は、資料記載のとおり 1 6 億 4, 5 9 5 万 6 千円であります。なお、要望額は、現在 1 7 億 9, 2 0 0 万円で特別交付税については現在最終要望額を行っております。次に、歳入 1 8 款「繰入金」は、減債基金繰入金として、1 億円の計上であります。合併前に、秋田県町村土地開発公社に委託して、施設の用地の取得及び造成を行ったものがありますが、今般、秋田県町村土地開発公社が解散手続きにはいることから、借入金の繰上げ償還を、年度内に実施する必要があります。こうしたことから、繰上げ償還の財源として、減債基金を活用するものであります。次に、歳入 1 9 款「繰越金」は、前年度繰越金として、5, 6 8 0 万 3 千円の補正であります。平成 2 2 年度から平成 2 3 年度に繰り越された実質収支額は、7 億 9, 2 1 6 万 2 千円であります。今回の補正によりまして、繰越金は、全額計上したことになります。

次に、歳出の関係であります。次のページをお願いいたします。2 ページ目は、「財政調整基金積立金」であります。補正額は、1 億 1, 0 5 0 万 3 千円あります。資料の表に記載してございますが、1 7 年度から 2 3 年度までの積立額と取り崩し額を記載してございます。2 3 年度末残高は、2 0 億 2, 5 0 8 万円となるものであります。

次のページをお願いいたします。「減債基金積立金」は、利子分の積立として 6 万 8 千円の補正であります。2 3 年度末残高は、5, 4 6 1 万 4 千円となるものであります。

4 ページをご覧ください。「公共施設修繕引当基金積立金」は、5, 0 0 2 万円の積立補正であります。一般財源 5, 0 0 0 万円と利息 2 万円の積立であります。2 2 年度、2 3 年度のそれぞれ 5, 0 0 0 万円を積み立てしております。今後の公共施設の大規模な修繕に備えて毎年度繰越金の中から一定額を積み立てするものであります。5 ページをご覧ください。

ください。「住民生活に光りを注ぐ基金積立金」は、利子分の積立として6万円の補正であります。6ページをお願いいたします。「長期債利子償還金」につきましては、平成22年度許可分に係わる借入額が確定いたしましたので、2,293万4千円の減額補正であります。借入れ利率を当初予算では1.6%程度と想定していましたが、22年度債の借入れの確定に伴い実際の借入れは、借入期間及び固定金利か利率見直しとかでいろいろありますが、振興資金のうち一部が利息0%で借り入れしたものがありますが、0.8%から1.5%で借入れしたものであります。

また、参考ということで資料に表を記載しておりますが、現在、平成22年度から平成24年度までの3年間で、過去に高い利率、5.0%以上で借り入れした政府資金系の市債を、補償金なしで低利率に借り換えをする作業をしております。平成23年度の補正では、一般会計はございませんが簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業で借り換えを実施いたします。これによります利子の軽減を3,400万円余りと試算しております。なお、24年度も予定しておりますので、3年間の合計では、約1億8,000万円余りの利子の軽減が図られるものと思っております。

以上、財政課所管の補正予算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、郡山総合防災課長。

○総合防災課長（郡山茂樹） はじめに、歳入についてご説明申し上げます。資料3の平成23年度大仙市補正予算書18ページ、をお願いいたします。一番上17款寄付金であります。民生寄附金としまして、56万2千円の補正であります。詳細につきましては、別途配布してありますA4、1枚の資料「大仙市への寄附金について」をご覧ください。昨年、12月から現在まで「市の被災地・被災者支援に充ててほしい」という趣旨で合計5件、トータル：56万2千027円の寄付金をいただいております。資料の内訳番号N○15までは、12月定例議会で報告させていただいておりますが、それ以降、16番から20番までの寄附受けであります。

歳出予定につきましては、申すまでもなく、寄附された方々の趣旨に添い、来年度の大仙市被災地・被災者支援事業だけの財源に振り替えさせていただきます。

つづきまして、資料、総務民生委員会事業説明書、をお願いいたします。事業数は、P7～P8で2件とございます。それでは、P7から説明させていただきます。事業名：大曲仙北広域市町村圏組合負担金でございます。補正額は、673万1千円であります。

大曲仙北広域市町村圏組合の常備消防費に対する負担金の補正であります。右欄の補正額の財源内訳の地方債につきましては、過疎債の充当であります。事業目的は、消防ポンプ自動車や高規格救急自動車等の更新事業へ過疎債の充当による財源振替、並びに人件費等の減額により、構成市町村の負担金額を変更するものであります。事業の概要ですが、老朽化した消防ポンプ車等の事業費確定に伴い、市債（過疎債）を充当又、人件費・物件費等の決算見込みから構成市町村の負担額△673万1千円を補正するものであります。

最後になります、8ページを お願いいたします。事業名：消防団安全対策設備整備費でございます。補正額は、235万1千円であります。説明事項は、消防団活動、特に災害現場での安全確保のための資機材を購入する事業の補正であります。右欄の補正額の財源内訳の国県支出金につきましては、総務省所管の国庫補助金「消防団安全対策設備整備費補助金」であります。事業目的は、先の、東日本大震災の際、多数の消防団員が犠牲になった教訓により、消防団員の災害現場における安全確保、特に、夜間作業となる危険な現場で光となる投光器と発電機、燃料等の一式を全ての支団へ配布するものであります。事業の概要ですが、投光器8台53万2千560円、発電機8台、176万4千円、ガソリン携行缶8台、5万3千760円、トータル要求額235万320円、財源としましては、国の補助金782万を活用するものであります。以上で、説明を終わりますが、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、菅原選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅原正悦） 選挙管理委員会所管の補正予算につきましてご説明いたします。事業説明書の9ページをお願いいたします。「大仙市農業委員会委員選挙執行経費」につきましては、精算に伴う減額補正であります。7,549千円を減額しまして、8,377千円にしようとするものであります。減額の主なものにつきましては、報酬、賃金、役務費、賃借料それぞれ無投票選挙区による減額補正であります。

次のページをお願いします。「秋田県議会議員選挙執行経費」につきましては、精算に伴う減額補正であります。5,130千円を減額しまして、34,210千円にしようとするものであります。主な減額の内訳であります。投票立会人、臨時職員等賃金、ポスター掲示場提供謝礼等の減に伴う補正であります。特定財源の5,130千円の減額につきましては、県議会議員選挙費委託金であります。よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

○委員（鎌田正） 減債基金について、説明書の3ページになるわけだけでも、この6万8千円は、さっき利子分補正して上積みするということだけでも、その中で1億取り崩しなるわけだけでも、結果的にこの繰上償還はトータルで1億7700万、これで全部0になるんだしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤課長。

○財政課長（佐藤芳彦） 県の土地開発公社から借り入れしているものの内24年度以降に支払うものが先ほどお話しした額になります。1億7793万円であります。その内今年度の財政運営、ちょっと、一般財源かなり厳しい状況なので減債基金から1億円を活用させていただいて、残りは普通の一般財源です。それで、全部払いますと県の土地開発公社から借り入れしているものは全て償還済みとなります。ですから、この債務負担も、結局、実質公債比率とか、いろんな財政指標に影響しますので、繰上償還することによって来年度の実質公債比率はいくらか軽減なるんじゃないかというふうに考えております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） これ、来年度から当然ゼロということだけでも、そうすれば、そういったの、土地をそのとき買った土地を処分しやすいとか、そういったこと出来る、し易くなるんですか。

○財政課長（佐藤芳彦） 今回、県の土地開発公社から借り入れしているものの内訳ですけれども、既に箱物が上にたたっているものもあります。例えば西仙北町のぬくもり温泉の関係の用地造成費でありますとか、中仙町の関係では農村環境改善センターの用地取得費だとか、西保育園の用地取得費でありますとか、こういったものについてはこのままの状況ですけれども、それ以外に仙北町の関係では大和田の工業団地の用地取得の関係とか、宅地造成事業の関係でもあります。そういったところ、宅地造成事業は当然売ることを目的として作っていますので、今年度の土地の評価なんかを見直しして売り払いを促進しております。

それから、工業団地に関しましては、あそこに立派な工業団地ということで今ありますけれども、あその用地は今までしばらくいたわけですが、償還することによりまして用途の変更ということが出来ます。そうしますと、あその用地をどこまで

も工業団地として考えていくのか、あるいは分譲みたいな形で考えていくのか、そういったことも弾力的に考えていくことが出来ますので、今までのものにしばられるということはないということになります。

○委員長（渡邊秀俊） は、鎌田委員。

○委員（鎌田正） そうだとすれば、今言ったように用途変更、いわゆる地目変更して、分譲あるいは、簡単に言えば刻んで売れるということだしな。

○財政課長（佐藤芳彦） 大和田の工業団地につきましてはそういったことも可能になるということでありませう。

○委員（鎌田正） その大和田だか、俺ちょっとわからないけれども、場所わからないけれども、他の地域ではよ、用途変更、いわゆる地目変更して、例えば工業団地を宅地で売れると、こういうことなんだしな。

○委員長（渡邊秀俊） は、総務部長。

○総務部長（老松博行） 大和田工業団地につきましては、従来から宅地として分譲していただけないかという問い合わせが2・3ありました。ただその際、土地開発公社などと協議したところ、やはり繰上償還がまず必要だと、それからそういう手続き踏んでくださいというようなこと言われておりましたので、工業団地ということではいまままで一生懸命売ろうとしてきましたけれども、今度はそういう手続きを踏んで、宅地分譲も可能になるということですが、どういったやり方が一番いいのか、切り売りでいいのかどんと開発、デベロッパーとかそういう開発行為がいいのか、そのへんはこの後検討しなければならぬと思っております。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） ちなみにその工業団地と称する面積はどの位あるものですか。その場所1箇所じゃなくて大仙市全体でどの位あるんだしな。

○委員長（渡邊秀俊） 管財課長。

○管財課長（舩屋博之） お答えいたします。面積ですけれども、内小友が6, 600㎡であります。5箇所ありまして、キタナベ工業団地が11, 100㎡であります。中仙にあります工業団地が32, 600㎡であります。・・・。

○委員（鎌田正） いい、いい。課長、まずわかった。

○委員長（渡邊秀俊） はい、他にございませうか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 財政課長、大変やりくりご苦労さまでした。基金的なことでは

とお聞きします。財政調整基金に20億という大台に乗せたことに対しては評価申し上げたいと思います。合併算定替えの段階で、かなり苦しい財政状況になるということは間違いないし、そういう中で財政当局としてはかなり工夫されたということで、特に23年の留保財源に関して24年目いっぱい貼り付けたということについては評価していると思いますので、その点は良かったなという評価をしておきます。ひとつだけ、減債基金に関して、今1億円のプラス7,500万を出して、1億7,500万やったんだから5,400万残ったということだと思ってくれるけれども、市長の基本的な考え方としては病院債を発行したいというような、24年の方向付けもある中で、やはり財政調整基金も必要だけれども減債そのものもやはり他の町村に比べて大仙の場合は低いというのが実態なものな。横手なんかは、基本的に言えば財調だけで50億くらい持ってるんしおな。減債そのものも私の方の額よりはるか上だし。だから実質収支の問題だとか、起債に関しての制限比率に関して18云々いかないのはそこら辺のからみがあると思うんだしよ。そこら辺に関して、23年度に関して減債さ積まなかった理由というのは、予算がねといえればそれまでだけれども、そこら辺に関してはなんとふうに解釈してるしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤課長。

○財政課長（佐藤芳彦） 本間議員が質問と答えを一緒に言っていたような感じがいたしましたけれども、今年度の財政運営、大変厳しい状況でした。普通交付税も全て予算計上しております。留保財源ない状況です。繰越金もそういった状況です。減債基金については、議員おっしゃったように、将来の、病院の市債の発行については、ミニ市場公募債というものを今計画しておりますので、当然それはいつかの時点で発行しますと満期一括償還というのを迎えます。それに備えて減債基金というのを計画的に積み立てしていくべきものというふうに考えております。ただ、23年度に限っては、今言ったような状況で、なかなかこちらの方まで手が回らなかったという状況です。ただ、24年度以降、今議員おっしゃったような強い気持ちを持って財調及び減債を、これあの、大事な二つの基金でありますので、こういったものについては、財調については前からお話しておりますとおり、26年度の合併算定替えが終わるまで30億というのを、標準財政規模のほぼ10%を目標にしております。減債基金についても、これについてはミニ市場公募債をどれくらいの規模で発行するかということも関連して参りますので、これについても24年度以降、適切に対応してまいりたいと思います。以上であります。

- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） ついでにもう一つ、無調法だし、地域振興基金に関して、ある程度、二度付いてきたような状況の中で、市としては、今の段階では取り崩しする必要はないという判断でいいしな。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤課長。
- 財政課長（佐藤芳彦） 地域振興基金につきましては、40億円の積立を目標にしておりますので、現時点での取り崩しは考えておりません。ですから、26年度に40億円になる予定であります。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） ということは、合併算定替えに備えるという意味で、きちんと留保しておくという姿勢だしな。
- 財政課長（佐藤芳彦） はい、議員おっしゃったとおり、地域振興基金40億円と財政調整基金30億円、合わせて最低でも70億円は合併算定替えに備えてきちんと、それまでは積立をするという考えであります。
- 委員（本間輝男） はい、終わります。
- 委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（渡邊秀俊） ないようですので質疑を終結いたします。
- 討論及び採決は、明日、市民部と一緒にまいります。

-
- 委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第61号、「平成23年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。舛屋管財課長。
- 管財課長（舛屋博之） それでは、淀川財産区特別会計補正予算について、ご説明いたします。資料は、平成23年度3月補正予算（案）「総務民生常任委員会」事業説明書によりいたします。最後のページの11ページをご覧ください。今回の補正は、収穫間伐に伴う分収金があったことから、歳入歳出にそれぞれ511千円を追加し、補正後の予算額を2,915千円とするものであります。2の主な事業の概要ですが、間伐は、協和中淀川字売笈(からおい)地内の杉であり、面積が11.03ha、となっております。収益分収金は、中淀川部落協議会に2割分の102千円を交付し、残り8割分の409千円については、基金に積み立てるものでございます。歳入のその他財源の内訳として

は、雑入511千円であり、秋田県林業公社からの分収金であります。以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。会議の途中ですけれども、11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。はい、郡山防災課長。

○総合防災課長（郡山茂樹） 発言の訂正を3点ほどさせていただきます。消防団協力員に関しまして2点、補正の事業説明書1件でございます。佐藤文子議員の質問の中で、消防団経験者5年以上と私申し述べましたが、募集条件の中にですね、経験の有無は問わないというのが正解でございました。取り払うということで最新の、消防団正副団長会議で決定したものでございます。したがって、50歳未満の市民ということになります。

二つ目は、募集人員を100名と予測しておりましたけれども、あくまで最大の目標でありまして、当面はその3分の1、30名を設定しているということでございました。大変失礼しました。最後の、補正の事業説明書で国の支出金782万というのは一桁間違っていて、78万2千円でございます。重ねてご無礼を失礼いたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、ただいま発言の訂正ありましたけれども、皆さんよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○総合防災課長（郡山茂樹） ありがとうございます。

○委員長（渡邊秀俊） それでは会議を進めます。次に、議案第63号、「平成24年度大仙市一般会計予算」を議題といたします。それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いします。なお、質疑は各課ごとに行います。はじめに、佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木誠治） それでは、議案第63号、平成24年度一般会計当初予算にかかる議会費の内容について、ご説明申し上げます。議会事務局提出の資料及び予算書の49ページをあわせてご覧願います。1款 議会費の予算総額は、351,955,000円で、前年度比較で54,779,000円の減となっております。予算減の主な要因は、議員の欠員2名分にかかる議員報酬等、負担率低減に伴う議員共済費負担金の減によるものであります。それでは、事業別に内容をご説明申し上げます。7事業、議員報酬・期末手当及び共済費であります。本年度予算額は272,225,000円で、前年度比較で55,885,000円の減であります。議員報酬は、146,496,000円で、前年度比較で5,184,000円の減となっております。これは、議員の欠員2名に伴うものであります。議員期末手当は、42,118,000円で、前年度比較で1,490,000円の減となっております。これも、議員の欠員2名に伴うものであります。共済費は、83,611,000円で、前年度比較で49,211,000円の減となっております。これは、前段でご説明申し上げましたが、議員共済負担金の負担率において、平成23年度の100分の102.9から、平成24年度が100分の57.6に率が引き下げられたことが主な要因であります。この議員共済費負担金の算出は、4月1日現在において在職する議員の標準報酬月額額の総額に12（カ月）を乗じた額に100分の57.6を乗じて得た額を全国市議会議員共済会に納付するものであります。このほかに、事務費負担金として、390,000円であります。9事業、職員人件費は、61,751,000円であります。これは、職員7名分であります。10事業 議会活動費は、9,756,000円で、前年度比較で204,000円の減であります。主な内容としましては、旅費として、各常任委員会・議会運営委員会の行政視察にかかる旅費は、前年度と同額の1人当たり100,000円としております。また、費用弁償（交通費）につきましては、議会基本条例の制定に伴い、市政懇談会を含む議会活動が今まで以上に増えてくることから、前年度は年間平均一人当たり40日の積算でしたが、平成24年度は50日として、1人当たり10日間増やしております。加えまして、公共施設運営改善等調査特別委員会、議会改革推進会議の費用弁償として、年間200日を見込んで積算しております。政務調査費につき

まして、条例規定のとおり、前年度と同額の年間1人当たり120,000円とし、28名分3,360,000円を計上しております。

次に、11事業「議長交際費」は、前年度と同額の900,000円であります。次に、12事業「議会管理費」は、3,415,000円で、前年度比較で313,000円の減であります。内容は、職員の随行旅費、コピー機の賃借料とパフォーマンス料、会議録の反訳委託料、事務消耗品が主なものであります。次に、13事業「議会広報発行経費」は、3,281,000円で、前年度比較で646,000円の増であります。内容は、年4回表紙のカラー印刷、平均12ページ、31,600部を印刷する議会だよりの経費であります。1部当たりの単価は24円72銭としております。増額の理由につきましては、議会基本条例の趣旨に鑑み、議会報の内容充実をさらに図るため、これまでの10ページから12ページとするものであります。

次に、50事業「議長会負担金」として、627,000円であります。これは、全国市議会議長会439,000円、東北市議会議長会84,200円、東北市議会議長会慶弔基金1,000円、秋田県市議会議長会84,600円、全国自治体病院経営都市市議会協議会18,000円の負担金となっております。以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご説明申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 簡単で結構です。議長交際費、前年の決算額はなんぼなってるしか。

○議会事務局長（佐々木誠治） まだ終わっていませんけれども。

○委員（本間輝男） 60万くれば。それで、鎌田議長の肩持つわけではないけれども、議長としてどこまでが交際費で、どこまでが私費なのかということで、非常に私、鎌田議長が私費で行っている面が非常に多いと思うんだしよ。ということは、市長と同格の立場でありながら市長は400万も500万もある中で、議長というのは大変な労務の中で、やはり、拡大解釈すれとは言わないけれども、議長の職務に見合うだけの公債費を使うべきだというのが私の持論なので、そこら辺の見解はなただしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、局長。

○議会事務局長（佐々木誠治） 難しいご質問ですけれども、ちなみに、合併当初の議長交際費は300万でございました。執行率は40.2%でございました。そして19年度には200万に下がりました。執行率が47.8%、20年度が180万で執行率が43.4%、21年度が120万で66.1%と、平成22年度は、90万でしたけれども

執行率が85.7ということで、大体23年度もこのような執行率と思います。いずれ、正副議長にも相談しまして検討します。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） なぜそれを聞いたかというのは、今局長言ったとおり、18年、19年の議長交際費というのは莫大なものなんですよ。私ちょっと調べたときに、なぜ300万から400万の議長交際費が3・4年のうちに5分の1に下がっているのよ。どこまでが基準なのか、内規的なものがあるとしても、そこら辺、議長副議長の交際費というのは、議会を代表する以上はそれなりの、公用車の連絡も含めて内部で検討したい、これ。使わねばいいというものではないような気がする、俺。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐々木局長。

○議会事務局長（佐々木誠治） 十二分に検討させていただきます。

○委員（本間輝男） 終わります。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、議会事務局に関する質疑を終結いたします。

次に、進藤 総務部次長。

○総務部次長（進藤雅彦） 議案第63号、平成24年度大仙市一般会計予算のうち、総務課関係についてご説明いたします。初めに特別職人件費についてご説明いたします。予算概要総務課資料1ページのナンバー2ですが、特別職のうち市長及び副市長の人件費として、4,965万1千円を計上しております。なお、増額分につきましては補正予算でご説明いたしましたが、共済費負担率の変更によるものでございます。次に資料2ページのナンバー14でございますが、代表監査委員の人件費でして、1,282万4千円を計上しております。こちらも増額分につきましては、共済費負担率の変更によるものでございます。次に一般会計における一般職人件費についてご説明いたします。予算書の140ページをお開き願います。一般職の人件費につきましては、職員数が817人分、67億7,301万1千円を計上しております。昨年度と比べ職員数で12人、額にして5,577万7千円の減少となっております。なお、共済費については負担率の変更により増額となっております。

次に、資料にお戻り願います。1ページのナンバー1 産業医報酬の1,320万円につきましては、労働安全衛生法に基づき本庁及び各支所ごとに配置しております産業

医に対する報酬でございます。なお、太田国保診療が民営化されたことから、太田支所の産業医報酬分が増額となっております。

次にナンバー3 職員研修及び厚生費の1, 883万8千円につきましては、職員の資質や能力向上を図るため実施いたします、階層別職員研修や県及び市長会が行う能力開発研修など、各種研修に係る講師委託料や旅費等の経費、及び職員の健康維持を目的に実施する基本健診や胃部健診等に係る委託料でございます。なお、この事業に対しては、市町村振興協会より、市町村アカデミーでの研修費助成金として4万6千円を見込んでおります。

次にナンバー4 行政改革関連経費の15万2千円につきましては、行政改革推進委員10名及び指定管理者選定委員会委員5名分に対する報酬及び費用弁償でございます。

次にナンバー5 総務一般管理費の3, 688万1千円につきましては、本庁及び支所で雇用する嘱託職員や、障害者雇用及び産休代替え等の臨時職員賃金、社会保険料が主なものですが、そのほか、特別職報酬等審議会委員及び個人情報保護審査会委員の委員報酬、職員採用試験関連経費、弁護士相談手数料などがございます。

次にナンバー6 職員安全衛生費の50万円につきましては、職員のメンタルヘルス対策事業費として、職員を対象とした講習会の講師謝礼やカウンセリング料、小冊子の購入料等でございます。なお、この事業に対しては、地方公務員災害補償基金より、公務災害防止事業への助成金として50万円を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。次にナンバー7 一般管理費負担金の471万9千円につきましては、市議会議員のほか行政協力員や保健推進員など4, 589人の非常勤職員公務災害負担金のほか、公平委員会事務を県人事委員会に委託している委託料、県市町村会館負担金、社会保険協会負担金などがございます。

次にナンバー8 図書購入費及び文書等集中管理費の4, 769万3千円につきましては、本庁及び各総合支所における、各種図書購入費、例規集等の追録代、コピー用紙の購入代等の消耗品、それに、郵便料、ファックスやコピー機の使用料、印刷機等の賃借料などがございます。なお、この事業に対しては県からの移譲事務交付金として10万5千円を見込んでおります。

次にナンバー9 法制執務関連経費の352万8千円につきましては、市例規集のデータ更新料として、1ページ1, 500円の2, 000ページ分のほか、例規の検索システム及び法令検索システムの使用料でございます。

次にナンバー10の アーカイブス関係経費の410万4千円でございますが、事業説明書1ページの1をご覧ください。この事業は、廃棄年限が過ぎた公文書の中から、歴史的価値のある文書を抽出保存し、将来的に市民に公開することを目的とした事業ですが、現在、協和地域の旧小種小学校を利用し保存年限の過ぎた文書を全量保存しております。23年度は20年度から22年度までの保存文書を選別しておりますが、1次選別での保存文書としての抽出率は、約12パーセントとなっております。24年度は、これらの作業に加えまして、中仙支所の2階に作業場を設け、現在、文化財保護課で取り扱っております「古文書」部門についても取り込んで、一体的な事業として取り組んでいくこととしております。そのため、24年度予算では、臨時職員にかかる賃金のほか、旧小種小学校の施設管理費、古文書関係の調査謝礼、指導顧問料などを計上しております。

次に資料の2ページにお戻りいただきまして、ナンバー11 行政協力員関連経費の3,956万4千円につきましては、行政協力員877人分の報酬及び、永年従事表彰の記念品代、広報配布委託料等でございます。報酬につきましては、平等割りが1万円、世帯割りが1世帯当たり千円となっております。なお、この事業への財源として、秋田県より県広報及び県議会報の配布手数料として185万6千円を見込んでおります。

次にナンバー12 自衛官自衛隊関連経費の7万7千円につきましては、自衛官募集事務に係わる経費で、自衛官採用案内書送付の郵便料等でございます。なお、この事業への財源として、国からの委託料3万円を見込んでおります。

次にナンバー13 固定資産評価審査委員会関連経費の6万2千円につきましては、固定資産評価審査委員会委員3名分の報酬及び研修旅費等でございます。

次にナンバー15 社会福祉総務費負担金の11万3千円につきましては、大仙市、美郷町地域の保護司で結成されている保護司会への助成金でございます。

以上、総務課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 折角ですのでお聞きします。弁護士費用について、3,000万を超える額が弁護士費用として出ているんだけど、でねしか、でねな。全部でな。それで、この額については明細な、個人情報もあると思うので、お答えできないものもあると思うけれども、実際的にこの弁護士費用というのはどういう事案でどういう

形で出てるのか、少しは議会に説明して欲しいというのが本音です。

もう一つは、仙北・太田が突出して大きいということは、これ、道路台帳の整備とか、基盤整備云々のことで、いろいろなことがあってなのかどうか、ここら辺ちょっとお聞きします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、進藤次長。

○総務部次長（進藤雅彦） すいません。ちょっと、この表現がちょっと変でして、弁護士相談手数料、この下に書いてありますのは、相談手数料じゃなくて、本庁それから各支所における総務の一般経費ということで載せておりますので、

○委員（本間輝男） これ弁護士手数料と言えばよ、せいぜい60万か70万くらいしか上がらないんだよな、一般会計で毎年、事案があれば別だけれども、通常であれば100万くらいしか出ないのが、こういう書き方すると、あくまでも弁護士に払ったようになって見えるんだな。

○総務部次長（進藤雅彦） すいませんでした。弁護士手数料につきましては、1回につき5,250円ということで、その10回分くらい、6万円くらい計上しております。

○委員（本間輝男） これは、少し、言い方悪いでも、訂正するなりそこあたり説明していただければありがたいというのが私の本音です。これだけ大仙市でかなり事案持っていて3,500万円もよ、弁護士に相談しねえなんて、総務部長、なただしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（老松博行） ちょっと誤解を招く記載の仕方ですので、予算額、総務一般管理費3,688万1千円の地域別内訳なので、ここに書くんじゃないかでもっとわかりやすいところに、そういうふうに変更させていただきます。

○委員（本間輝男） だから、弁護士費用だけで一般管理費が埋まっちゃうような状態だの、これ。

○総務部長（老松博行） 弁護士相談手数料の下に書いているので、弁護士手数料のような印象与えてしまいますので、記載方法を変えて、一番上の産業医報酬のところも同じですけれども、あ、これはいいのか。すいません。もう少し記載の方法を、誤解が生じないように変更したいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 3点ほどお尋ねいたします。まず1点は、職員数を前年と比較して12人減ったというふうなことのようでしけれども、その配置で減る部課所、その点に

については、どこが減るのか教えていただきたいというふうなこと1点、それから職員の研修及び厚生費ですけれども、研修に出かける、これは、いわゆる出勤という扱いで出してやるのか、休日にこの研修に出かけているのか、このへんをお聞きしたいと思いません。と言いますのは、なぜこういうこと聞くのかというと、市長が答弁で職員の資質向上の質問があった際に、率先して休日等に研修に出かける、そうしたことをさせていきみたいみたいな答弁があったやに聞いております。そういうふうなことでは、職員の研修もやっぱり仕事の一環として研修に出て行っていただかなければいけないし、大変忙しい、業務も増えているというふうな中で、精神、心身健康に維持するためにはしっかりした休暇が保障されなければ私はないというふうに思っていますので、この研修が休日を利用して行かなきゃいけないような実態があるのかどうか、そのへんのことについてお伺いします。あ、この2点ですね。

○委員長（渡邊秀俊） はい、進藤次長。

○総務部次長（進藤雅彦） ただいまのご質問でございますけれども、12人減った職員をどこで減らすかということですが、現在業務量等をいろいろ勘案いたしまして、人事異動の中で検討中でございます。それから、研修でございますけど、ここに掲げております研修につきましては全て業務の一環として行う研修でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 業務の見直しをしながら、いろいろ整理をして12人の減員分をどこにするかという、いま調査中というふうなことのようですけれども、職員減らして大丈夫そんな職場ってどこなもんだしべ。部長さん、そのへんの認識ちょっと教えて下さい。

○委員長（渡邊秀俊） 総務部長。

○総務部長（老松博行） なかなか厳しいわけですがけれども、大きな事業、補助事業等終了したり、そういうふうな場合が、それからそういったハード事業に係わるソフトな事業の場合でも、大きな事業が終了した場合は減らせる要素が少しあるのかなというふうに考えたりしております。まだまだその他にもいろいろな要素を加味して、検討しているということであります。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） はい、富岡委員。

○副委員長（富岡喜芳） 総務一般管理費の方に戻りますけれども、先ほどの弁護士手数

料、その下の方ですけれども、この予算というのは、これかなり差がありますけれども、どのような予算の、管理だしか、庁舎の。ちょっとなるべくもっと詳しくご説明願います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、進藤次長。

○総務部次長（進藤雅彦） 主に、臨時及び嘱託職員の経費となっております。

○副委員長（富岡喜芳） そう書いてければすごくわかりやすい。

○総務部次長（進藤雅彦） わかりました、すみません。ちょっと、詳しく書かせていただきます。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ひとつは、職員の新規採用に関しての、研修に関して、若干お聞きします。今20人程度の採用ということでやるんだけれども、基本的には採用研修に関してやることはいいんだけれども、持論として、新人研修は、現場へ1回下ろして、いろんなところに研修させながら、半年間くらいはゴミとか介護とか、いろんなところに研修させて、やっぱり市役所の行政は全て、やっぱり体験してくるというくらいの気持ちなければ勤まらないような気がしてならねしでも、これから総務部長さんもお偉くなるようで、そこら辺の解釈も含めてどういう感じしてますか。

○委員長（渡邊秀俊） 総務部長。

○総務部長（老松博行） 今現在の新規採用職員の研修につきましては、まず総務部次長から。

○委員長（渡邊秀俊） はい、進藤次長。

○総務部次長（進藤雅彦） 今現在の職員研修でございますけれども、内部研修というか、業務を教える、市の全体的な業務を教える研修の他に、秋田県の自治研修所で宿泊研修、前期後期に分けて2泊3日の研修がございます。それらの研修にも全員出して研修を受けさせて、業務に役立てていただいているところでございます。その他に現場ということでございますけれども、当然現場経験することは必要だと思いますので、この後、そこら辺も検討しながら研修計画を練っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（老松博行） 同じような話になってしまいますけれども、やはり市役所の意義といいますか、やはり現場、窓口が大事だと、いろんな市民の皆さんと接触するところ

る、そういった、直接関係するところが大事だというふうに思っております。今現在若干そういった現場なり施設、見学的な要素になって、施設に行っているようではけれども、若干見学というような意味合いが強いようですので、今ご指摘ありました実際そこで体験を積むというようなことも今後検討して参りたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ちょっと変わりますが、今3月定例だから敢えてお聞きします。今の市役所の中で、支所も含めて嘱託という、非常に身分的に中間的な方々が何人かおるといのは事実です。去年、一昨年あたり見ますと、嘱託から正職員になった方もおるのも事実だし、この仙北支所にも3人の方おりますが、嘱託という解釈は、非常にあやふやなものであると、仕事を全く同じことをさせながら、給与体系は全く違うというようなことでは、職員の資質の問題からして、やはり嘱託はやっぱり何らかの形で解消していくのが私は本来だと思っております。で、臨時はあくまでも臨時ということだけれども、嘱託というのはやっぱり職員でないけれども臨時でもないというような解釈でいいのかどうか、そこら辺の給与体系も含めてやっぱりきちんとしたかたちで職員はやっぱり雇用するという形できちんと捉えていただきたいという、私の思いでございますので、職員からそれ言われたということではありませんけれども、そういうことの実実はありませんが、そういう感じを実は持っています。他の地域でも支所長さん方おる中で、私の方にもいるなんていう人いるかも知れませんが、どっかで地位の保全という形できちんとしていくべき時期に来たということをご承知申し上げますが、もし回答あったらお願いします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（老松博行） ご指摘の嘱託職員につきましては、合併前の旧町村の時代からの、いろんな事情がありましてそういう形になっている方もおるようであります。おります。ただ、大仙市になってからははっきり言って嘱託職員と呼ばれる場合もあるかも知れませんが、あくまでも臨時職員と同じような嘱託という形で採用する場合はしてきております。ただ、いま最初にご指摘ありました旧町村時代から、正職員に、合併前になれないで合併してしまったというような方、その合併直後にいろいろ是正した経緯もございまして、そういった職員のことをご指摘になってると思います。そうした特別の嘱託職員につきましては、この後どういった、そのまま何もしないで正職員にというのは今の時代ではなかなか難しいと、出来ないと思いますので、どういった形で身分な

り給与体系をきちっと出来るかということは検討させていただきたいと思います。今法人化に伴いまして、現業の職員を職種替え試験等実施して、一般職に採用、職種替えしている例もありますので、そういったことも検討しながらこの後検討させていただきたいと思います。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 大変前向きな姿勢を頂いて、大変ありがたいと思っております。支所長さん方も実際やっぱり言葉に出さないだけでかなり苦しい立場にあるのは事実だと思います。いま、送別会だって会費を当たり前前に払わなきゃいけない中で、職員さん方は大変だと思いますので、やはり適正なものとしてやるとすれば、やはり配置換えの問題の試験なりを十分踏まえながら、やはり身分なり給与体系をきちんとやっぱりしていくべき時期だと思いますので、それ以上申し上げませんので、ひとつ前向きにご検討いただければありがたいと思います。終わります。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、総務課に関する質疑を終結いたします。

次に、伊藤秘書課長。

○秘書課長（伊藤敏夫） 秘書課関係当初予算について、ご説明いたします。当初予算概要 3 P 秘書課をご覧ください。No.1 「秘書管理費」です。4, 048 千円の計上で、昨年に比較して 570 千円の増となっております。旅費が 6 割以上占めておりますが、増額の内訳は、昨年までタクシー代を車両センター扱いとして「管財課」に予算計上しておりましたが、使用者がほとんど市長、副市長であったために「秘書課」に予算を移し替えしたところであり、これまでの実績に基づき 360 万円の計上です。また、花火の来客用棧敷ですが、毎年かなり窮屈をしており対応に苦慮しておりました。交流市や首都圏ふるさと会等の来賓が増加傾向にあることから来客用棧敷を 10 マス増やして、210 千円を増額させていただき、合わせて 570 千円の増額となったところであります。

No.2 「市長交際費」については、昨年同額の 4, 300 千円の計上です。

No.3 「功労者終身祝い金支給事業費」ですが、これは、旧太田町の暫定条例に基づき、旧太田町の功労者が 80 歳に達した年から年額 5 万円が支給される終身祝い金です。対象者が 4 名で 20 万円を計上しております。

No.4「秘書費負担金」ですが、2,508千円で前年度比231千円の減額となっております。全国市長会負担金、県市長会負担金ともに、各市の財政の厳しい状況等が考慮され、全国市長会負担金で48千円、県市長会負担金で189千円、それぞれ減額となっております。

以上、秘書課関係当初予算について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、秘書課に関する質疑を終結いたします。

会議の途中ですけれども、午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長（渡邊秀俊） それでは引き続き会議を再開します。所管する予算について説明をお願いします。佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤芳彦） それでは、財政課関係の歳入についてご説明いたします。お手元に配付しております資料の4ページをご覧ください。歳入であります。

2款「地方譲与税」は、地方財政計画などを勘案し、前年度当初比較1.6%減の8億1,944万8千円を計上しております。「地方揮発油譲与税」につきましては、揮発油の製造業者が出荷する際に課税されるものであり、2億3,754万3千円の計上であります。地方揮発油譲与税は、揮発油の製造業者が出荷する際に課税されるものであります。自動車重量譲与税は、自動車の車検時にその重量に応じて課税されるものであります。現在エコカー減税を行っておりますけれども、一部制度の見直し・拡充を行って27まで3年間延長されます。5億8,190万5千円であります。

次の、3款「利子割交付金」は、利子などの支払いを受けるものに対して課税されるもので、税率は5%であります。4款「配当割交付金」は、上場株式等の配当を受ける際に課税されるもので、税率は5%（平成23年12月までは3%）であります。5款「株式等譲渡所得割交付金」についても、配当割交付金と同様の制度であります。175万円の計上であります。6款「地方消費税交付金」は、8億6,961万3千円を計上してお

ります。7款「ゴルフ場利用税交付金（県税）」は、ゴルフ場利用者に対して課税されるもので、大曲地域1ヶ所と協和地域3ヶ所の4ゴルフ場分で1,375万7千円を計上しております。8款「自動車取得税交付金（県税）」は、自動車を取得するものに対して課税されるもので、税率は自家用自動車が5%、営業用自動車及び軽自動車が3%であります。なお、21年度から23年度まで、環境への負荷の少ない自動車（新車に限る）の減免措置を講じることとしておりますが、これを27年3月までさらに、3年間延長になります。1億3,953万1千円であります。9款「地方特例交付金」は、2,527万5千円を計上しております。10款「地方交付税」については、所得税などの国税5税の一定割合を財源として、国が一定基準により地方公共団体に交付するもので、189億5,117万7千円を計上しております。また、24年度の最終交付見込みとしましては、197億5,100万円と試算してありまして、除雪経費などの補正財源としまして、8億円を留保しております。「特別交付税」につきましては、平成23年度より、地方交付税の交付総額における特別交付税の割合（6/100）を引下げ、普通交付税（94/100）に移行することとしておりましたが、東日本大震災の影響等を踏まえ、平成26年度まで、この改正を見送ることとなったことから、11億9,244万6千円を計上しております。11款交通安全対策特別交付金は、1,851万7千円を計上しております。18款「繰入金」は、「住民生活に光りを注ぐ基金繰入金」6,019万6千円につきましては、全額国の交付金であります。23年度と24年度で住民生活に光りを注ぐ対象事業、大仙市の場合は親とこの夢を育む読書活動推進事業や・学校生活支援事業などの財源として繰り入れするものであります。19款「繰越金」は、前年度繰越金として前年度同額の3億円を計上しております。

21款市債の関係ですが、市債は特定財源でありますので財政課としては一般財源扱いをしております臨時財政対策債につきましてご説明したいと思います。臨時財政対策債に関する資料をお手元に配付しておりますので、一緒にご覧させていただきたいと思っております。まず「臨時財政対策債」は、地方財政の収支不足の補てん措置として、地方財政法第5条の特例として発行を認められている使途が制限されない地方債で、地方財政計画を基に普通交付税の基準財政需要額を勘案して算定しているものであり、18億6,337万1千円の計上であります。なお、元利償還金については後年度、普通交付税に全額算入されるものであります。この臨時財政対策債につきましては、平成13年度から創設されておりますが、算定の仕方について、これまでは、国政調査時の人口を基礎とする人口基礎

方式というもので算定しておりました。ただ、財政力の弱い団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、今後3年間で段階的に、人口基礎方式を廃止し、平成25年度までに財源不足額算定方式に移行することとしております。こういった関係で、臨時財政対策債につきましては算定の方法が変わって、3年後には人口が算定の基礎でなくて、あくまでも基準財政収入額と基準財政需要額の差を見て算定すると、そういった算定に変わるものであります。以上が歳入の関係であります。

次のページをお願いいたします。5ページの関係は、歳出についてでございます。

項番1の財政管理費は、地方交付税、地方譲与税等の国・県からの依存財源の調達に係わる事務経費となっております。項番2の財政管理費負担金につきましては、(財)地方財務協会への負担金であります。項番3番の、財政調整基金積立金は、1億円の計上であります。財政調整基金につきましては、24年度当初予算における1億円の積み立て計上によりまして21億2,508万円となるものであります。また、24年度の財政運営を通じまして、出来るだけ積み増しを図る所存であります。普通交付税の合併算定替えが終了する平成26年度末には、標準財政規模の約10%に相当する30億円以上の基金残高を確保するよう努力してまいります。

12款、項番4番、公債費になります。長期債元金償還金は、51億2,227万5千円であります。前年度に比較して額にして1億9,798万2千円、の減であります。なお、一般会計の市債残高であります。平成24年度末予定残高は、499億7,657万6千円と予定しております。17年度から表を記載しておりますけれども、元金の方は大体500億円ちょっとであります。利子の償還額は、100億円くらいでありましたけれども、現在利子の軽減策等を行っておりますので、利子はいま8億円台になっております。それから、全会計市債現在高の推移についてであります。6ページをお願いいたします。折れ線グラフが全会計の残高であります。合併時の平成16年度に、1,035億円の残高となっております。ピーク時が19年度、1,109億円であります。24年度の決算見込みでは、1,033億円となる見込みでありまして、合併時の残高を下回るものと試算しております。ただ、中身が変わっておりまして、緑色の建設事業債等は、合併時、平成16年度の957億円から、24年度では855億円に減る見込みでありまして、102億円の減額見込みであります。赤色の臨時財政対策債は、合併時、平成16年度の78億円から24年度では、177億円となる見込みであり、こちらのほうは、100億円ほど、の増額見込みであります。ただこれにつきましては、先ほど申し上げました

ように、今年度全額交付税に算入されます。また、実質公債比率や将来負担比率の算定の際には、これらが控除される仕組みとなっておりますので、あくまでも地方交付税の代替財源であるというふうに理解しております。次に、項番の5番になります。長期債利子償還金は、8億2,013万5千円の計上であります。これにつきましても、利子、現在利子については低い利率で設定されておりますので、そういった関係から前年度に比較して2,895万8千円の減で予算計上しております。また、現在取り組んでいる利子の軽減についても、24年度についても実施して参りたいと思います。ただ、これにつきましては国との協議が必要でありますので、当初予算には計上を見送らせていただいております。先ほども説明しましたけれども、国との協議が整い次第補正予算で対応して参りますのでよろしくお願いいたします。項番6番は、公債事務費であります。市債の調達などに関する事務費で11万3千円の計上であります。項番7番は地方債協会負担金10万円となっております。項番8番は予備費であります。前年度と同額の5,000万円の計上であります。

以上、財政課所管の当初予算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 市債についてちょっとお尋ねします。東日本大震災をうけて、今年の4次補正かな、3次補正かな、国の方では、減災事業費にどのようなものを立ち上げて、それに係わる事業債を起こして、被災地にかかわらず全国の市町村で使える事業費を起こしたというふうなことを聞きました。補助事業と単独事業に分けられていてそれぞれ該当する事業というものは、いろいろ庁舎の耐震改修だとか、そういったこともいろいろあるようですけれども、起債充当率が100%で、単独であれば70%交付税算入というふうなことで、合併特例債並みの、それ以上の並の市債を組んでの事業が出来るようなことでもありますので、もしこの年度途中でもそうした事業で、事業を進められないものなのかどうか、そういった事業がこの24年度の事業に充当できるというふうなものがないのかどうか、そのへん教えていただければと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤課長。

○財政課長（佐藤芳彦） 今の議員のご質問でありますけれども、国の第3次補正予算で全国防災対策費という中に盛り込まれているものだというふうに思います。それにより

ますと、補助事業の場合は先ほど議員もおっしゃられましたけれども、充当率100%で交付税算入率が80ということであります。単独事業の場合は充当率100で交付税算入率が70でありますが、70というのは現在合併特例債の交付税算入率が70であります。それから、80の交付税算入率があるものが辺地債、というのが現在80の交付税算入率であります。この2つは今も大仙市においても活用されている市債であります。議員のおっしゃられたことにつきましては、24年度の地方再計画を見ますと、緊急防災減災事業ということで、新たに、これは多分23年度補正予算だったので、24年度は新たにあります。全国で3,900億円あまりの予算措置がなされております。これは新しい地方債ですので、県の方に問い合わせしましたが、実際にどういったスキームでどういった事業に具体的にピンポイントで該当するのかというのが、取り扱いがまだ詳しく来ていないということであります。ただ、これについてはまもなく示されると思いますので、今後大仙市で取り組んで行く事業の中で、もちろんその、こういった事業に該当するものがあれば非常に財源的には有利な起債だというふうに思いますのでそういったところは制度の内容を含めてきちっと対応してまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○委員（佐藤文子） わかりました。いいです。

○委員長（渡邊秀俊） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、財政課に関する質疑を終結いたします。

次に、久保江契約検査課長。

○契約検査課長（久保江信晴） 契約検査課の平成24年度当初予算につきまして、ご説明いたします。「当初予算概要」の7ページをご覧ください。2款1項1目14事業「契約検査費」についてであります。予算額は5,052,000円であり、前年対比で3,712,000円増となっております。これは前年度別科目でありました「電子入札システム関連経費（前年度予算額3,687,000円）」を統合したためであり、トータルでは25,000円の増となっております。

主な内容であります。①市が発注した建設工事において、他の模範となる良好な施工成績を収めた請負業者及び主任技術者等を表彰する「大仙市優良建設工事表彰制度」の記念品代及び表彰パネルに係る経費を報償費及び需用費に予算計上しております。②その他に、複写機の費用や検査用車両のリース料のほか、秋田県と共同利用をしている

ところ「電子入札システム関係経費」として3,884,000円を負担金に予算計上しております。電子入札の主なメリットとしては、①競争性の確保と受注機会の拡大、②建設コストの縮減、③事務の効率化の3項目があげられます。現在の共同利用加入市は、由利本荘市と男鹿市と当市の3市であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、契約検査課に関する質疑を終結いたします。

次に、佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤哲男） 税務課所管の平成24年度歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。総務民生常任委員会予算概要8ページをお願いします。平成24年度当初予算市税の概要でご説明いたします。

平成24年度 調定見込額（E）欄 収入見込額（D）欄及び収納率、その横の23年度の当初予算との比較の増減額でご説明をいたします。はじめに、一番上の青い網掛け部分の上になりますが、現年課税分及び滞納繰越分を合わせた市税全体での、調定見込額では 8,495,059千円 収入見込額では7,748,836千円 収納率を91.22%としており当初予算との比較では9,865千円の増としております。

下の青い網掛け部分 現年課税分でございますが、調定見込額を7,777,933千円、収入見込額を7,640,543千円、収納率を98.23%とし、当初予算との比較では6,433千円の増としております。

続きまして税目毎にご説明いたします。市民税の個人でございますが、調定額 2,615,393千円、収入見込額を2,560,469千円、収納率を97.9%とし、当初予算との比較では236,300千円の増と見込んでおります。主な要因としては、農業所得が仮渡金の増、一等米比率の増等で前年に比較し大幅に伸びておりますが、それに加え、今回の税制改正による16歳未満の年少扶養控除等の廃止も大きな要因としております。

次に市民税の法人につきましては、調定見込額 516,096千円、収入見込額を513,257千円、収納率を99.45%とし、当初予算比較では2,846千円

の減としております。これは、経済不況によるものと税制改正で法人税が引き下げられることに連動した、法人市民税の引き下げも考慮しております。

固定資産税につきましては、調定見込額 3,773,574千円、収入見込額を3,698,102千円、収納率を98%とし、当初予算との比較では235,497千円の減としております。土地については、地価公示価格等を参考に毎年修正しておりますが、家屋については、評価替の年（平成24年度）に見直すこととしております。その結果、家屋について前年比較で9%ほどの減、税額では約179,000千円減少しているのが減の主な要因となっております。

次の、交付金につきましては、国、県が市内に所有する固定資産のうち職員の居住の用に供する資産（官舎等）等に対して交付されるもので、調定見込額、収入見込額をそれぞれ27,620千円、収入率を100%、当初予算との比較で1,182千円の減としておりますが、これも課税標準額の下落が影響しております。

軽自動車税については、調定見込額 207,712千円、収入見込額を203,557千円、収納率を98%、当初予算との比較では634千円の増としております。軽自動車の台数では減少（171台）しておりますが、税額の高い軽四輪の乗用車（7,200円）が増加したことによるものでございます。

市たばこ税について、調定見込額、収入見込額それぞれ 611,703円、収納率100%、当初予算との比較では13,252千円の増を見込んでおります。課税売渡本数は、年々減少傾向にあります。たばこ税が引き上げ（22年10月）られていることによるものです。

入湯税については、調定見込額、収入見込額それぞれ25,835千円、収納率を100%、当初予算の比較では4,228千円の減としておりますが、入湯者の減及び業者の廃業並びに休業によるものが主な要因となっております。下の、青い網掛け部分になりますが、滞納繰越分につきましては、調定見込額 717,126千円 収入見込額108,293千円 収納率15.10%としております。

次ぎに税目毎につきましては、個人市民税ですが、調定見込額222,565千円、収入見込額33,384千円、収納率15%としております。法人市民税では、調定見込額12,925千円収入見込1,938千円、収納率15%としております。固定資産税では、調定見込額466,061千円収入見込69,909千円、収納率15%を見込んでおります。軽自動車税

では、調定見込額 14,721 千円、収入見込 2,208 千円 収納率 15% を見込んでおります。入湯税では、調定見込額、収入見込額それぞれ 854 千円とし、収納率 100% としております。

次に税外収入についてご説明申し上げます。督促手数料につきまして 2,513 千円、県民税徴収交付金につきましては 115,363 千円を見込んでおります。市県民税の還付金のうち県民税相当額を加えたものとなっております。

延滞金につきましては 4,949 千円、加算金、過料及び弁償金について存置項目となっておりますが、滞納処分費の 15 千円については、インターネット公売手数料を見込んでおります。市税及び税外収入あわせまして、一番下の青い網掛け部分になりますが、調定見込額 8,617,902 千円、収入見込額 7,871,679 千円としております

次に、9 ページをお願いします。平成 24 年度当初予算概要となっております。税務課の事業 7 項目ございますが、No. 6 の市税等口座振替促進事業費 No. 7 納税貯蓄組合補助金についてご説明いたします。はじめに、No. 6 の市税等口座振替促進事業費、792 千円でございます。これは市税等の収納率向上対策として口座振替の利用を促進するため、平成 21 年から実施しているものであり、これまで市税等の口座振替を利用していない方が新たに口座振替を申し込まれた場合や新たに税目を追加して申し込まれた方、個人を対象に市内の温泉施設の無料入浴券 2 枚を交付するものであり、これらの PR 等にかかる経費を計上しております。

No. 7 の納税貯蓄組合補助金、10,630 千円ありますが、これは納税貯蓄組合への事務費補助であります。納税貯蓄組合への補助金は、22 年度からは口座振替の実施状況を加味したものへと補助金の見直しを行っております。単位組合への助成金は基本割りとして組合員 10 人未満の場合 3,000 円、10 人以上 6,000 円、組合員割として一人あたり 200 円の基準額に口座振替加入率に応じて 100 円から 500 円の加入割り加算を加えたものとするほか、新規加入 1 件につき 300 円を新たに交付するものです。708 組合、組合員数 17,886 名と見込んでおります。補助金のうち 4 分の 3 を一般会計で、残り 4 分の 1 を国保特別会計で負担するものです。

以上、税務課所管の歳入歳出予算概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 16歳未満の年少扶養控除の廃止で、その影響というものは、額、また、人数的にどれだけあるものなのか、若干教えていただきたいと思います。そして、税金の増額分がどれほどになっているのかと、影響額について教えてください。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤課長。

○税務課長（佐藤哲男） 年少扶養控除の関係ですけれども、16歳未満の廃止された部分については、今のところ、6,660人を見込んでございます。その影響としては、控除額で21億9,700万、その6%ということで、1億3,186万ほどの増額を見込んでございます。

○委員（佐藤文子） 大きいですね。はい、わかりました。国の制度で変わったものだからしょうがないことなんでしょうけれども。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、税務課に関する質疑を終結いたします。

次に、舛屋管財課長。

○管財課長（舛屋博之） それでは、管財課所管の歳出予算について、ご説明いたします。平成24年度当初予算概要 管財課部分 10ページをご覧ください。管財課所管の事業は、全部で7事業であります。はじめに、一番うへの「共通物品購入費」でございます。予算額は9,784千円、前年度に比べ982千円の減となっております。内容については、各庁舎において共同で使用する封筒や事務用品の購入費となっております。

次に、「庁舎管理費」でございます。予算額は188,534千円、前年度に比べ1,795千円の増となっております。増となった主な理由は、中仙地域の農村環境改善センター及び仙北地域の就業改善センターの所管換によるものであります。内容については、各庁舎の維持管理に関する経費であります。歳入のうち、その他財源が8,616千円ですが、主なものは、庁舎使用の負担金であります。次の、庁舎改修事業費と財産管理費については、のちほど、事業説明書により、ご説明いたします。

次に、公有林整備事業費（補助分）であります。予算額は4,479千円、前年度に比べ2,637千円の増となっており、これは、作業面積の増によるものであります。内容については、間伐や下刈の業務委託であります。また、その他財源の2,443千円については、市有林保育事業補助金となっております。

次に、公有林整備事業費（単独分）であります。予算額は551千円、前年度に比べ221千円の減となっております。内容については、作業賃金等の市有林の維持管理経費であります。次に、車両運行経費であります。これは、事業説明書により、ご説明いたします。

それでは、資料NO2の「主な事業の説明書」をご覧ください。ページについては、1-2でございます。事業名は、庁舎改修事業費であります。24年度予算額は、341,051千円であり、前年度に比べ331,065千円の増となっております。事業の目的は、地震による建築物の倒壊を防ぐために、既存庁舎の耐震補強を実施するものであります。事業の目標ですが、市の庁舎は、災害時に重要拠点施設として位置づけられていることから、国で定める耐震基準値の1.25倍のIs値0.75を目標値として設定し、耐震改修工事を実施するものであります。Is値とは、建物の耐震指標の判定基準値をいうものであり、「1」に近いほど、強度な構造となるものであります。なお、今後の耐震改修事業の計画については、大曲、協和、仙北の各庁舎等について、24年度から26年度にかけまして、それぞれ、耐震診断や改修工事を実施するものであります。

事業の概要としましては、大曲庁舎及び互助会館については、耐震補強工事のほか、外壁補修等の改修工事も同時に施工する予定であり、その関連の事業費は、294,150千円となっております。また、以前から要望がありました、エレベーターの設置については、庁舎の利便性の向上やバリアフリー化の推進のため、耐震補強工事と同時施工することとし、その事業費は、38,053千円となっております。

また、そのほか、大曲庁舎車庫棟、協和庁舎、仙北庁舎等について、耐震診断業務などの委託料の経費を予算計上しております。これまでの成果と今後の方向性についてであります。庁舎の耐震関連事業については、21年度から実施しており、今後も、市有建築物の耐震化計画に基づき、順次、耐震改修を実施する予定であります。事務事業評価については、大曲庁舎の建替え等の抜本的な改善は、当分の間、実施が困難な状況と考えておりますので、必要最低限の改修や修繕で対応することとしております。次に、財源内訳ですが、国庫補助金が52,104千円、市債が266,400千円となっております。大曲庁舎の工事関係については、別の資料で、もう一度ご説明いたします。

先ほどのA3版の平成24年度当初予算概要の管財課分をご覧ください。ページは、11ページでございます。この写真は、庁舎の耐震補強工事後のイメージ図であります。オレンジ（橙）色の部分がありますが、これが、コンクリートで補強される部分であり、「ピタコラム工法」と呼ばれるものであります。それでは、次のページ、12ページをご覧ください。これは、工事関係の平面図であります。赤色の部分が耐震補強を実施する部分となっております。一番下が、1Fであり、ちょうど、真ん中の玄関の両脇にそれぞれ設置され、そのほかには、左側の部分、上の電子計算室付近の部分、それから右の部分と合計で5箇所に設置する計画であります。2Fもほぼ同じですが、箇所は4箇所となっております。3Fについては、補強工事の実施が必要ないとのことでありました。また、1F・2F・3Fのオレンジ（橙）色の部分がございますが、これが、エレベーターの設置予定箇所であります。1Fは、玄関から真っすぐは行ったところの市民ホールであります。2Fは、契約検査課の執務室の一部であります。3Fは、小会議室の外側のコンクリート部分に出まして、小会議室の一部を通路として使用し、廊下につながる形となります。以上で、図面関係の説明を終了いたします。

それでは、また、「主な事業の説明書」に戻りたいと思います。事業説明書のページは、1-3でございます。事業名は、財産管理費であります。24年度予算額は、89,520千円であり、前年度に比べ36,748千円の増となっております。事業の目的及び目標は、財産の適正な維持管理をし、未利用地の売却や、貸付等で財源の確保を図ることとしております。

事業の概要につきましては、主なものを記載しております。一つめは、維持管理関係で、前年度に比べ増となった内訳でございます。この4月からの学校統廃合により管財課所管となる分10,371千円、宅地造成事業特別会計の廃止による分1,054千円及び太田国保診療所の法人化等へ移行する分4,467千円、合計で15,892千円であります。また、工事費等の主な内訳につきましては、シルバー人材センター事務所の解体工事が、12,159千円大曲仙北労働福祉会館改修工事が、12,920千円となっております。現在、シルバー人材センターは、市が土地と建物を無償で貸付しているところではありますが、平成24年度からシルバー人材センターの敷地に大曲南保育園建築工事が着工されることに伴いまして、当該事務所を解体し、新たに大曲仙北労働福祉会館の方へ、シルバー人材センターの事務所を移転することとなったための工事となっております。

また、大曲仙北労働福祉会館については、平成24年4月1日をもって、当該所有者から市に対し、建物の寄附の申出を受けており、所有権移転の完了後には、早速、改修工事を実施する予定でございます。

次に、大曲地域角間川地区の中上町児童館改修工事が、3,231千円、協和地域の旧徳滝林業センターと旧落合林業センターの改修工事が、2,501千円となっております。これら3つの建物につきましては、改修工事が完了後に、それぞれの地元自治会等に対しまして、無償譲渡をする予定でございます。工事費関係の合計額は、30,811千円となっております。

次に、これまでの成果と今後の方向性についてであります。財産の売払いによる財源確保は、ある程度なされましたが、今後も引き続き積極的に処分することとしております。また、事務事業評価につきましては、適正な維持管理と未利用の財産の一部が処分できたものと考えております。

次に、財源内訳でございます。その他財源が58,890千円ありますが、主なものとしては、不動産売払収入と財産貸付収入となっております。次のページ、1-4をご覧ください。

事業名は、車両運行経費であります。24年度予算額は、65,398千円であり、前年度に比べ16,036千円の増となっております。事業の目的及び目標は、公用車を適正に管理し、車両の更新や一元的な管理をすることにより、車両の安全運行を目指すものであります。次に、事業の概要ですが、公用車の購入については、特別な車両を除き、24年度からは、管財課で一括購入することとしました。購入台数は7台であり、そのうち更新が5台、新規購入が2台となっております。小計で13,812千円となっております。4のこれまでの成果と今後の方向性ですが、公用車の更新については、更新基準を超えたものから、順次計画的に実施しておりますが、今後も、適期に更新し、安全運行に努めたいと考えております。次に、事務事業評価についてですが、安全上問題のある車両の買換え及び修繕がなされており、公用車の効率的な運用がされていると考えております。次に、財源内訳ですが、その他財源として、雑入79千円となっております。

以上、管財課所管の歳出予算につきまして、ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある

方をお願いします。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 財産管理費でちょっとお尋ねしますけれども、学校統合による分ということで、1千万ほどの、全部で5校か、5校の管理費を見るわけだけれども、ただ維持管理する程度だしか、それとも何か別の使い道とか、模様替えするとかということなってるんだしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、舛屋課長。

○管財課長（舛屋博之） ただいまのご質問であります、資料の中にも書いてございます。神岡北神小、西仙北が3校とか書いていますけれども、現時点では従来どおりの予算措置をして維持管理していくということで、例えばその学校学校によって使い道というか、はっきりしているものと、はっきりしているものがございまして、例えば北神小学校につきましては方針がある程度決まっています、それに対応する予算になりますけれども、例えば西仙北の大沢郷小とか双葉小とか、まだはっきり決まっていない部分につきましては、通常の電気料とか光熱水関係、後は委託料関係で、昨年度まで最低限必要とされる経費を計上するというようにしております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） そうすれば、委託するとなれば管理人を置くと、こういうことだしか。そしてどこに委託するのか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、舛屋課長。

○管財課長（舛屋博之） 管理の仕方につきましては、それぞれ神岡支所、西仙北支所、南外支所の市民サービス課が管理という形になりますので、取り敢えず当面は直営の管理という形になります。一応、警備保障についてはそれぞれありますので、それについては警備保障やりながら、全体は各支所の方で管理するというふうに考えております。

○委員（鎌田正） そうすればこれについては学校だから一旦普通財産とかに戻して、それで管理すると、こういうことになるんだしべな。

○管財課長（舛屋博之） そのとおりでございまして、一旦学校の財産から普通財産として管財課担当に移しまして、それで各市民サービス課で管理するというふうになっております。

○委員（鎌田正） 次に、下の方の段だけれども、シルバー人材センターを解体して労働福祉会館を改修するというので、解体費用と改修費用というのは相当の、2千4・5百万の金になるわけだけれども、これは、この財源内訳を見れば不動産売り払い収入、

これどこ売るもんだしか。3, 800万あるんだども。

○委員長（渡邊秀俊） はい、舛屋課長。

○管財課長（舛屋博之） 不動産売り払い収入3, 804万7千円の件でございます。この内、土地売り払い収入は3, 804万5千円であります。今回計上したのは、一般質問でもございましたが、売却可能資産ということで、62件ほどございます。その内4件ほどを予算計上しております。具体的には、福田町という、コメリの道を挟んだトラックステーションの近くですけれども、ここの部分が1件、後は旧土地開発公社の宅地分譲地でありました藤木地区に2件、それから仙北地域の払田柵ニュータウン分譲地関係、これは1件で、合計で3, 804万5千円というふうになっております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 労働福祉会館1, 300万近い金をかけるといえば、相当の改修工事だと思う、そのくらいの改修して、さっき確か譲渡されたということだけれども、譲渡はいいんだども、無償提供されたやつげ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、舛屋課長。

○管財課長（舛屋博之） 労働福祉会館が市に対し寄附をするということでございます。

○委員（鎌田正） これ、土地付いているんだか。建物だけ。まず、おかつつ込まね。その次、公有林整備事業なんだども、中身わかるんだども、これ課長、あんたこの現場さ行ったことあるもんだ。下刈りとか間伐はいいわけよ。あんたこの現場見たことあるもんだげ。

○管財課長（舛屋博之） 全部は行ったことがございません。ちょっとお待ち下さい。先ほど詳しく説明しないで申し訳ありませんでしたけれども、当初予算概要の10ページにございますけれども、真ん中辺にありますけれども、神岡地域、神岡・中仙・協和とございまして、神岡につきましては1.2ヘクタール、ここは下刈りをする予定だということと、中仙につきましては、長野山地内ということで、5ヘクタールということで、協和につきましては2.96ヘクタールということで、誠に申し訳ありませんけれども、ここはちょっと私写真とかでは見ていますけれども、図面とかでは見ていますけれども現場ちょっとまだ見ておりません。

○委員（鎌田正） まずわかった。それで、財源内訳のその他の240万円はこれ何なもんだげ。

○管財課長（舛屋博之） その他につきましては、雑入でございますけれども、森林組合

の方からの補助金ということで来てございます。

○委員（鎌田正）　それで、実はしよ、この前予算質疑でもあったわけだけれども、普通の民家の雑木切るやつ、国県からの補助金で、それ取ねようにして、森林組合さ直接請け負わせているようだけれども、話しあったのは実際、除伐とかといえば、その跡がすこぶる悪いんだよな。やった跡が。森林組合の仕事が。昨日だっけか、一般質問して、武田議員が質問したわけだけれども、林道ではねしよ。作業道として、山崩して、いわゆる雑木を運びやすいようにしてるんだけれども、雑木によっては、ただ切り倒して、かえって山が荒れているんだよな。ということは、例えば檜の木だとか、その良木あるやつ、簡単に言えばそういったものはきちんと出すんだども、ホノキとかそういった軽い木は全然あと切りっぱなしで山が荒れているんだよ、実際。これもよ、折角公有林だとしてやって、これらは恐らく杉だと思っただけだけれども、非常に山が荒れているから現場みたことあるのかと聞いたのです、実は。もちろん先ほど作業として付けていくのは仕方ないとして、いままた担いだり引っ張ったりする時代ではないんだからそれはいいんだども、それによって2次災害が起きている場所があるんだよな。林道としてきちっと付けたものであれば、当然それなりの補助金もらって、砂利敷いたりいろいろ手入れするんだども、作業道は、ほんとに労務班が作業するための道路なもんだから、だだ切り開いて、重機歩く低度なものだから、その跡が悪いんだよな。木は出したけれどもその跡が悪いもんだから、2次災害がよく出るところあるんだよ。したがって、こういう林道いいとかよ、こういった除伐とか、間伐した、これ恐らく間伐だっただしべ、これ。あんだ、山さ行ったことねばわからねがもしれね、俺の言ってることな。いずれ、非常に山が逆に荒れている状況だごももあるんだよな。労務班なり森林組合にしゃべれば、おれほで間に合わねくてやってられねって言うんだよ。冗談でねと俺は言ってるんだども、なんのための補充金使って、なんのための間伐だか除伐だかわからねくなって、実際はな。そこあたりもう一回、きちっと、やはり市でもなんぼ補助金市単独で出さね市だか知らねども、補助金だけでやる事業だか知らねども、補助金を交付した以上はきちっとやっぱり最後まで見ていただきたいと、これ要望して終わります。

○管財課長（舛屋博之）　今議員ご指摘の、もちろんですけど、現場の方で、まず支所の方で主にやっているわけですけども、私の方でも一緒に行きまして、現場確認した上でそのように対応したいと思います。

○委員長（渡邊秀俊）　はい、他にございませんか。はい、佐藤委員。

- 委員（佐藤文子） エレベーターを設置するというふうなことで、これくらいの予算でやれるものなのであれば、なぜもう少し早くやってなかったのかなあというふうに思っているわけですがけれども、いずれにしても、私は、このエレベーターがどれくらいの大きさのエレベーターなのか、何人乗りのエレベーターなのかわかりませんが、車いすが入って十分ターンできる、そういったスペースの、ゆとりあるスペースをもったエレベーターに設置していただきたいというふうなことをお願いしたいと思います。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、管財課長。
- 管財課長（舛屋博之） エレベーターは11人乗りを予定しています。11人乗りといいますと、議員がおっしゃられました車いすが入って十分に転回が出来るということで、県でのバリアフリー社会の形成に関する条例というものがございまして、ここでも、最低でも11人乗り以上は必要であるというふうになっておりますので、これを予定しております。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） そうしますと、これからは車いすに乗った方も気軽に議場の方にも来ていただけるものだというふうにも思いますので、少し傍聴席の、そうした障がい者がしっかりと傍聴できるような改修も、そろそろ議場などは必要なのではないかなというふうに思いますので、その点今後ご検討いただければというふうに、部長さんをお願いしておきたいと思います。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。
- 総務部長（老松博行） ご指摘のとおり、今度は比較的容易に車いすの方も3階まで上がってこれるということで、議場での傍聴も増えることになっておりますので、そういう方も利用できるように検討させていただきます。
- 委員（佐藤文子） お願いします。ありがとうございます。
- 委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 途中からで、大変ご迷惑をかけます。管財課長、あの、認識的なことでちょっとお聞きします。公有財産として、今実体的にどの程度掴んであるのか、ちょっとお聞きします。今市が持つ公有財産を名簿的に整理されていないという感触受けますが、売却可能な面積と売却可能な金額については掴んでおるかと思いますが、公有財産の総額が把握できているかという点が第1点、第2点は、売却可能な面積と売却単価についてはきちんとした書類があるのかどうか、その2点をまずお聞きします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、管財課長。

○管財課長（舛屋博之） ただいまの質問でございますが、財産の全体の価格がありますかということで、まずお答えいたしますけれども、現在大仙市では、面積とか筆数とか、そういうものに対してのものは、全体の台帳がございます。ございますけれども、その価格がいくらであるとかというふうなところまではまだ記載されている状況であります。売却可能資産につきましては、今回の一般質問でもご答弁させていただきましたが、面積、請求では14万4,349平方メートル、売却価格として8億252万円となっております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） わかりました。次に、売却に関しては、不動産協会との協定の中で、売却の実勢単価を決めるといような方向になってるはずですが、この不動産鑑定協会との協議というのは、定期的に関いているのか、3ヶ月に1回、4ヶ月に1回なのか、それとも年1回くらいしか開いていないのか、そこら辺を、このとおり地価が下がる中で、そういう不動産鑑定に関する実勢単価に対する基本的な姿勢と言うのをお聞きします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、管財課長。

○管財課長（舛屋博之） 今のご質問ですけれども、不動産鑑定というよりも、宅地建物取引業協会との紹介業務というふうに捉えさせていただきまして答弁させていただきます。実は、平成22年11月に、秋田県の宅地建物取引業協会と財産の売却に関して、紹介業務をしましょうということで協定しております。23年の予算にも紹介手数料として予算計上し、また、24年度でも、今回74万3千円を計上させていただいております。今回、平成23年度では、8回ほどの公売をいたしましたけれども、売れた物件は2件ということで、6件が残っておりますが、その中で、2件につきましては平成23年12月1日に、宅地建物取引業協会に紹介して下さいということでご依頼しております。これについては、毎月やるというものではなくて、公売を実施しながら必要に応じ年1回か2回程度の紹介業務の依頼というふうに考えてございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） わかりました。で、総務部長にお聞きします。学校統廃合で学校はだいぶ空いてくる時代になりまして、地域の方々は学校をそのまま残してほしい、存続させてほしいというような流れの中で、校舎を地域のシンボルとして残そうとい

う方向で進んでおるわけですが、相当数の維持管理費がかかってくる、それと同時に支所においても、支所長さん方が相当維持管理に、やっぱり経費と労力と、そういうものがかかるのが目に見えているわけです。地域が望むから残す、それは確かにそのとおりですが、全体計画としては、管財の目で見えていく必要性があると思うし、そこいら辺の方向性はどうか捉えていますか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（老松博行） 学校の統廃合に伴う、その後の利活用ということでは、地域協議会、市の関係ももちろん検討しましたがけれども、地域協議会で地域の方々の意見を聞きながら一定の方向付けがなされたというふうに理解しております。その中で、一部は、北神小学校についてはそういう音楽活動が盛んな地域、近隣も含めて音楽活動が盛んな地域だということで、そういう音楽活動、練習なり発表なりのそういった会場に使わせていただきたいという地元の意見がまとまったということで、そういう方向で利活用していくというふうになっております。それから、それぞれの学校についても、部分的にも、それから学校の備品の保管場所として使いたいというお話、等々、今個別の資料ありませんけれども、そういったふうに地元の意見を聞きながら、ある程度まとまっているというふうに理解しております。ただ、いまご指摘ありましたように、残していく場合にはいろんな維持管理経費がかかりますし、それ相当の責任も発生するわけでありまして。そういったことで、公共施設の全体の、今公共施設見直し計画ということで、市の方で24年度までいろんな施設の譲渡、廃止も含めての24年度までの計画を持っておりますけれども、それ以降の計画について、中で、次の計画を検討する段階で、今ご指摘あったようなことについても、含めて検討していかなければならないというふうに考えております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 総務部長、反論するわけでねども、北神小学校と、はまずいいんですよ。ところが、1年くらい前に北檜岡さ1億8千万の公民館建ててあるのよ。立派なもの。確か2年くらい前だ。発表の場だとすれば中央公民館的な、北檜岡に1億8千万、これ、支所長、んでねがや。2億。そのくらいかかったしべ。距離的に1キロくらいしか離れていない中で、やっぱりそこら辺、西仙だって小学校と中学校と両方余るような状態にあるので、相当研究しないと、俺は大変でねがなというのが本音だ。私残すとすれば全部でなくても一部残すなり、そして副市長昨日言ったとおり、

プロジェクト組むなり、早急に検討しねえど思うし、私の方の会派の武田議員も言ったとおり、ただ単に管財に任せればいいと言ったって、今管財に4人しかいねしよ、課長も含めて、これ実際的に8市町村を歩きながら数字出しながらそれを計画立てて消却していくというのは無理だ。やっぱり、税務の人方の問題もあるべでも、相当これ踏ん張らねばよ、大変だと思う。管財で4人でなんとして今、大仙市内の財産管理とか云々、出来るわけないこれだば。もっと踏ん張らねば出来ねど思う、俺、で、いづれ財政課長、バランスシートの問題で貸借対照表の問題出てきて、右左合わせていかねばならねえじが必ず来るんだしよ。右はわかるたって左側の欄がもう実態つかめてねということは、バランスシート作られねことだしよ。管理費だけが右側さ出てくる、これは実態さそぐわねがらよ、やっぱりこれ、総務部長これ私に言わせればきちっとした組織を立ち上げなければよ、私ども研修で痛切に感じてきたので、そこはほんとのことだと思う、俺。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（老松博行） 波多野市の資料については私も見せていただきました。確かに今回23年3月にああいった更新計画、公共施設更新計画が発表されて、先進地ということで代表都市というような取り扱いになっているようでした。ただ、その3年くらい前ですか、公共施設白書というのをまとめ上げて、それからそういった更新計画を作ったというふうに思っております。ですから、今ご指摘ありましたように、私どもも、大仙市も、こういう財産台帳の整備、まだまだ整備途中と、未了ということであります。今ご指摘の学校などのものも含めて、それから土地のそういった価値の評価をです、やはりどういう考え方でどういうふうにしてやって行かなきゃだめなのかということ、基本的な方針を早急に立てる必要があると思っております。武田議員への質問、そこまで行かなかったわけですけども、そういうふうに感じております。そういったことで、仕事そのものは管財課担当分野だというふうな答弁でしたけれども、プロジェクトなり、実際やる場合は管財課補強といいますか、メンバー大幅に増やししながら、そういったことになるのかなというふうに考えております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ありがとうございます。それで、これ答弁結構ですが、庁舎管理費の中で耐震も入れていくとなれば、やっぱり支所関係を、将来10年後、15年のスパンでもの考えたときに、耐震化をどこまでやるのかということを含めながら、

管財も含めて総合的に考えていかないと、仙北は耐震化さ入るわけだけれども、太田はどうするのか、中仙はどうするのかと、前々から言われているとおり、空き部屋をどうするのかという問題も出てくるわけしよ。果たして中仙、西仙もだし、どこだって2階ほとんど空いている。果たしてあの状況がいいのかどうかも含めて管財ともう少し、頭から管財だけに任せるって課長1人して容易でねし。実際的に、やっぱり何らかの形で協力が必要だということをお願いして質問を終わります。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 車両についてですけれども、24年度に購入、更新する7台購入するようだけれども、合併してから年間の走行距離というふうなものは、合併して以来公用車の年間走行距離というのは、地域に限定していない限り、各支所と本庁を結ぶ距離も相当長いわけですので、走行距離は相当長くなっていると思います。それで、この事業に基準ですか、更新基準にありますように、13年及び13万キロというふうにありますけれども、実際この13年経過し、13万キロというふうな状況が大仙市の公用車の走行距離なんか照らして、現実的なのかどうか、ちょっと心配になったのですが、13万キロなんてあっという間に走り切るんじゃないのかなと思うわけです。そんなことも考えますと、この基準に照らしますと、今後更新が、台数も年々増えていくというふうな感じがするわけなんですけれども、実際そのへんどのようにお考えですか。13年はいいんですけれども13万キロというのはちょっと、私も良くわからないんですけれども。

○委員長（渡邊秀俊） はい、管財課長。

○管財課長（舛屋博之） ただいまのご質問でございますけれども、13年と13万キロというのは、これはあくまでもひとつの基準ということで、これを超えると全部更新かといいますと、そのとおり行かないというのが実状でございます。13年経過したものの台数、一般車両という捉え方でいきますと86台ほどございまして、37%くらいが候補というか、単純な基準でいくとなっております。ただ、前回の消防車の関係もございましたように、1回に更新するというのも大変でございますので、車両の状況を見ながら、13万キロを超えているのも結構ありますので、あくまでも状況を見ながら順次、古いものをベースにするけれども状況を見ながら、判断しながら、予算とにらみ合いながらという形で購入等進めて参りたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いま86台ほどある車というのは、フル稼働しているわけでしょう。そうすると、年間7台とか6台と違ってやれば十何年もかかって、その内また今年更新したものをまたすぐ更新しなければならないようなことになっていくというふうなことになる、ほんとうに、古い車を、更新をしっかりと済むというか、そういうふうなことができるのは何年くらいかかる見込みでしょうかね。総務部長さんの方が何となく。

○委員長（渡邊秀俊） はい、管財課長。

○管財課長（舛屋博之） 一応13年、13万キロという基準がございますが、今現在そう思っていますけれども、実際若干離れている場合もございますので、ある程度整備をしっかりとしていると、例えば15年も16年も20年近く持つというのが現在の車でございますので、若干これが、こう書きましたけれども基準そのものを照らし合わせて、ということと、今後、若干ではございますが職員数も減っておりますので、単純に10台あるものを10台、逆に10台を9台更新になるかもしれませんので、ここら辺は若干ずれて来る部分ありますので、状況を見ながらという形で対処させていただきます。

○委員（佐藤文子） 実際問題この走行距離13万キロと違ってこういうふうに設定なるとこれに照らしてどうなのかというふうに聞きたくなるものですから、現状はもっともっと走ってるんでしょう。そういうふうなあたりでの、きちんと修理、整備してればもっと走りますよ。ちょっとそのへん疑問に思ったものですから。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、管財課に関する質疑を終結いたします。

会議の途中ですけれども、25分まで休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き会議を再開します。引き続き説明をお願いします。郡山総合防災課長。

○総合防災課長（郡山茂樹） 昨年は、豪雪、3月は大震災、その被災地・被災者支援、一息したら6月の水害、その後始末、そして、放射能対策、まさに受難と多忙を極めていますが、来年度も、息の長い被災地・被災者支援を通じ、元気良く、前向きに、業務

遂行に努めてまいります。それでは、当総合防災課関連の当初予算について簡単に、説明させていただきます。

同じ資料の16、17ページ、をお願いします。事業数は1～30までありますが、簡単明瞭に、選択して説明申し上げます。まずは、3款5項1目10事業「東日本大震災被災地・被災者支援事業費」についてであります。別添資料2の「主な事業の説明書」総務部1-7ページをお願いします。予算額は、733万2千円です。事業目標と概要ですが、①本日現在も大仙市に避難されておられる46世帯、112名の生活支援やその窓口となる市サポートセンター運営に係る経費②被災地への救援物資輸送であり、その燃料代とNPO遠野まごころネット等への活動支援補助費であります。③被災者の心のケアとして第86回全国花火競技会へ昨年並みの人数を無料招待するものであります。主として、バスの送迎費や招待者の障害保険加入費となります。今後も、同じ東北の仲間として、息の長い支援を継続してまいります。

つづきまして、一旦A3横番の資料に目を転じてください。No2、3-5-1-80災害救助扶助費予算書P74一番下、No3、5-1-4-18緊急雇用創出臨時対策基金事業費、予算書P83一番下、以下、9款「消防費」であります。選択して説明申し上げます。No4、9-1-1-51大曲仙北広域圏市町村組合負担金、予算書P111、以下、飛びましてNo8、(9-1-2-12消防団管理運営費、予算書P111、No11、9-1-2-50防火啓発費、予算書P112。次のページを、をお願いします。No16、9款1項3目11事業「消防施設・設備整備費」であります。別添資料2の「主な事業の説明書」総務部1-8ページをお願いします。予算額は、999万7千円でございます。事業目的としましては、老朽化した消防施設の改修並びに資機材を更新して消防団活動を維持するための予算であります。事業概要ですが、①消防施設改修、修繕経費に、316万6千円、②消防資機材の更新としまして、638万1千円であります。

つづきまして、一旦A3横番の資料17ページを、もう一度をお願いします。No19、9-1-4-11水害対策費、予算書P112一番下、No22、9-1-5-13総合防災訓練費、予算書P113真ん中、No26、9-1-5-40災害に強いまちづくり事業費についてであります。事業説明書の方で説明します。1-9ページをお願いします。予算書はP113であります。予算額は、907万6千円であります。事業の目的は、町内会等に自主防災組織を設立し活動の活発化を促進し、併せて地域の防災リーダー（防災士）を養成し、災害に強いまちづくりを目指す目的であります。事業の概要としましては、補助金交付要綱を

策定し、設立経費や防災訓練活動経費や資機材購入にかかる一部について助成する費用であります。予算額612万6千円。

次に、防災士の育成につきましては、（株）防災士研修センターによる講座を大仙市内で開催し、試験、登録までの必要経費としまして、295万円、費用対効果は「自分たちのまちは自分たちで守る」意識と体制作りを促進することにより、災害に強い地域づくりに寄与できるものと思います。

つづきまして、No28、9-1-5-70 空き家等対策費についてであります。事業説明書の方で説明します。1-10ページをお願いします。予算書はP113下から3番目です。事業名は、空き家等対策費でございます。予算額は、280万2千円です。事業目的は、市内全域の空き家個々のデータを整理し各地域ごとの空き家台帳を管理するシステムの維持・管理し、条例に基づく適正な管理を図り、倒壊危険な状態を解消し、市民の安心と安全を確保することにあります。事業の概要ですが、①空き家等防災管理システムの維持管理費としまして、30万2千円。これは、主として空き家マップ作りの消耗品であります。②空き家の解体に関する補助金としまして、250万円。先の条例施行規則で定めます補助金上限額50万×5軒分について計上するものであります。以上で、説明を終わりますが、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、富岡委員。

○副委員長（富岡喜芳） 16ページの、10番の不明者捜索対策費についてちょっとお尋ねしたいと思います。不明者が出た場合には、これ、広域消防などから連絡が入って来るものなのか、その司令塔についてちょっとお知らせ願いたいと思います。

それから、この団員数何名何名となっておりますけれども、この出動人数についても上からの指導があるものなのか、それから、これ出た場合1回4千円なってますけども、この不明者、個人あるいは家族から、家族に対して捜索費の請求は出来るものなのか出来ないものなのかひとつお知らせ願います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、郡山課長。

○総合防災課長（郡山茂樹） 富岡議員のご質問にお答えいたします。まずこの表の見方ですが、不明者捜索というのは大きく今のところ、山菜採りのために仙北あるいは、大変恐縮なんですけど、中仙、太田、協和も含めまして山の中で行方不明となった場合は、

まず家族から申し出があつて、警察に行きます。警察は連携して市と消防に連絡が来ます。市は、消防防災課で担当がすぐ確認しまして、地元の支団長並びにその下の副支団長に連絡して担当のところへ行きます。これも二とおりありまして、例えば仙北市内の駒ヶ岳付近で大曲の人が行方不明になったというのが明らかになった場合、大曲支団から何人か行っていただくと、仙北の消防と連携してもらふという形になります。消防団の横の連携ということで、中仙でなった場合、太田支団も行きますし、神岡支団も行く形になっております。こういった流れになります。

二つ目の、家族に対する請求でございますが、現在この、美しき仙北平野で遭難なった場合、家族に請求することは聞いたことはございません。なまはげとか、やまどりとか、へりも要求はなし。ただし、鳥海山については、由利本荘で山岳レンジャーみたいな特別救難隊を作っております。ここが出た場合は、規則がありまして、家族並びに遺族になる方々に請求するようになっていると聞いております。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、総合防災課に関する質疑を終結いたします。

次に、柴田会計管理者。

○会計管理者（柴田敬史） 会計課所管の予算について説明させていただきます。資料は18ページお願いいたします。だい1、会計管理費、これは出納事務上の、出納事務を行っていくための経常的な事務費であります。123万8千円。内容的に大きなものは、決算書等の印刷製本費となっております。ナンバー2、一時借入金等利子、これは、予算編成上は収入と支出がバランスしておりますが、現実の出納上は時期がずれております。そのため、支払い資金が不足した場合に短期の借入れを行うための利子1千万となっております。以上、簡単ですが、会計課所管の説明、終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、会計課に関する質疑を終結いたします。

次に、菅原選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅原正悦） 選挙管理委員会所管の歳出についてご説明いたします。予算概要の19ページをお開き下さい。2款4項1目1事業「選挙管理委員会委員報酬」124万円につきましては、委員4名分の報酬であります。10事業「選挙管理委員会事務費」94万円につきましては、選挙管理委員会事務局の事務経費であります。選挙管理委員の研修等の旅費、国民投票管理システム保守料などであります。なお、在外選挙人名簿登録事務交付金「存置項目」としまして、1千円を予算計上しております。50事業「選挙管理委員会費負担金」9万2千円につきましては、選挙管理委員会連合会などに対する負担金であります。2目10事業「選挙常時啓発費」81万6千円につきましては、選挙制度についての周知活動を行う事業経費であります。小・中学生に対する選挙啓発標語コンクール入賞者への賞品代、また、成人式における記念品（800個）代等であります。NO.5「秋田県知事選挙執行経費」1,632万7千円につきましては、平成25年4月7日に予定されております、秋田県知事選挙執行経費であります。執行経費の内訳につきましては、期日前投票における、投票管理者及び投票立会人などの報酬、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当、入場券の郵送料などあります。特定財源の1,632万7千円につきましては、全額、秋田県知事選挙執行経費「県委託金」であります。NO.6「大仙市長選挙執行経費」510万1千円につきましては、平成25年4月7日に予定されております、大仙市長選挙執行経費であります。執行経費の内訳につきましては、投票用紙等印刷製本費、ポスター掲示板等消耗品、ポスター掲示場設置委託費であります。NO.7「大仙市横堀土地改良区総代選挙執行経費」10万6千円につきましては、4月14日任期満了に伴う、総代選挙執行経費であります。NO.8「仙北平野東部土地改良区総代選挙執行経費」11万1千円につきましては、6月28日任期満了に伴う、総代選挙執行経費であります。NO.9「協和小種土地改良区総代選挙執行経費」9万8千円につきましては、平成25年3月9日任期満了に伴う、総代選挙執行経費であります。歳入のその他財源につきましては、各土地改良区からの負担金であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。説明は簡潔にと言うことで、NO.5からNO.9までの説明ですのでよろしく申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) なければ、選挙管理委員会に関する質疑を終結いたします。

次に、佐藤監査委員事務局長。

○監査委員事務局長(佐藤智弘) 監査委員事務局所管の歳出予算についてご説明いたします。平成24年度当初予算概要の最後のページ、20ページをご覧ください。2款6項1目1事業、監査委員報酬468千円は、議会選出監査委員の報酬で、前年と同額です。10事業、事務費等854千円は、事務局での経常的な事務経費で、このうち443千円は、決算審査意見書、定期監査報告書などの印刷経費、162千円は24年度に新たに実施を予定している工事監査の技術調査委託料です。50事業、監査委員費負担金55千円は、全国、東北、秋田県都市監査委員会の会費となっております。

以上、よろしくお願いたします。

○委員長(渡邊秀俊) ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いたします。はい、高橋委員。

○委員(高橋敏英) 正規監査はわかるしども、それ以外に出前監査とかいろいろやってるしね、今。定期監査以外にやってるしべた。支所さ行ったり、それいつから決まったやつだ。

○監査委員事務局長(佐藤智弘) 各支所を回る監査については、2年ほど前から実施してると。

○委員長(渡邊秀俊) 合併の時にはやってらったや。

○委員(本間輝男) 会計責任者、ちょっと答弁してけれで。

○委員長(渡邊秀俊) はい、暫時休憩します。

午後2時44分 休憩

午後2時51分 再開

○委員長(渡邊秀俊) 会議を再開いたします。高橋委員。

○委員(高橋敏英) 監査委員室の配置というか、場所ですけれども、いろんな資料のチェックということになれば、やっぱり資料揃いませんで、本庁の方に移動ということを考えることは出来ませんか。

○委員長(渡邊秀俊) はい、総務部長。

○総務部長（老松博行） 今の、監査委員事務局の方の事情、わかりました。本庁の方もこのような物理的なスペースの状況、厳しいわけですけれども、今のご指摘を受けて、検討させていただきたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ監査委員事務局に関する質疑を終結いたします。

以上で、「平成24年度大仙市一般会計予算」の内、総務部関係についての質疑を終了いたします。なお、本件に関する討論及び採決は、明日、市民部と一緒にを行います。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第76号、「平成24年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から、議案第81号、「平成24年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件を一括して議題といたします。当局の説明を求めます。舛屋管財課長。

○管財課長（舛屋博之） それでは、各財産区特別会計のご説明をいたします。資料につきましては、平成24年度当初予算概要で、ご説明いたします。ページは、13ページとなっております。資料の左側をご覧ください。

平成24年度大仙市内小友財産区特別会計予算でございます。24年度予算額は、930千円であり、前年度に比べ、500千円の増となっております。3の事業の概要ですが、維持管理費以外の主な支出については、一般会計繰出金500千円であり、これは、教育委員会の事業であります「音のまち大仙楽器サポート事業費」の内小友小学校分として、助成をするものであります。次に、5の財源内訳ですが、その他財源は、860千円であり、その主なものは、財産貸付収入と基金繰入金であります。以上で、内小友財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、大川西根財産区特別会計予算について、ご説明いたします。資料の右側をご覧ください。24年度予算額は、916千円であり、前年度に比べ500千円の増となっております。3の事業の概要ですが、主な支出は、一般会計繰出金500千円であり、内容については、内小友財産区と同様の「音のまち大仙楽器サポート事業」の助成であり、大川西根小学校分でございます。次に、5の財源内訳であります。その他財源は、550千円であり、その主なものは、財産貸付収入と基金繰入金であります。以上で、大川西根財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、荒川財産区特別会計予算について、ご説明いたします。次のページ、14ページの、左側をご覧ください。24年度予算額は、1,670千円であり、前年度に比べ430千円の減となっております。3の事業の概要ですが、主な支出は、下刈作業として157千円、一般会計繰出金が80千円であり、これは、地域活動団体への助成金であります。次に、財源内訳ですが、その他財源は、970千円であり、その主なものは、財産貸付収入と基金繰入金であります。以上で、荒川財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、峰吉川財産区特別会計予算について、ご説明いたします。資料の右側をご覧ください。24年度予算額は、1,311千円であり、前年度に比べ353千円の減となっております。3の事業の概要ですが、主な支出は、一般会計繰出金110千円であり、これは、地域活動団体への助成金であります。次に、財源内訳ですが、その他財源は、811千円であり、その主なものは、基金繰入金となっております。以上で、峰吉川財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、船岡財産区特別会計予算について、ご説明いたします。次のページ、15ページの左側をご覧ください。24年度予算額は、1,565千円であり、前年度に比べ435千円の減となっております。3の事業の概要ですが、主な支出は、下刈事業として、391千円、一般会計繰出金が150千円であり、これは、地域活動団体への助成金であります。次に、財源内訳ですが、その他財源は、1,465千円であり、その主なものは、基金繰入金となっております。以上で、船岡財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、淀川財産区特別会計予算について、ご説明いたします。資料の右側をご覧ください。24年度予算額は、1,808千円であり、前年度に比べ596千円の減となっております。3の事業の概要ですが、主な支出は、一般会計繰出金470千円であり、これは、地域活動団体への助成金であります。次に、財源内訳ですが、その他財源は、1,558千円であり、その主なものは、財産貸付収入と基金繰入金であります。

以上6財産区特別会計予算につきまして、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより、議案第76号から議案第81号までの6件について、一括して質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

○委員（富岡喜芳） 委員長、ちょっと休憩お願いします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、暫時休憩します。

午後 2 時 5 7 分 休憩

午後 3 時 0 0 分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） それぞれの財産区には、基金があるわけですがけれども、毎年出てくる、この予算の利子及び配当金というのが、内小友財産区であれば千円とか、大川西根千円とかなっているんですけど、確かに金利が安くて大変なんですけど、実際の基金が 1, 8 4 0 万とかあるわけですから、こんなもんなんですかというふうに、ちょっと疑問に思ったものですから、そのへんどういう、計算上こういうふうに、今の金利からすると、これがしょうがないことなんでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、管財課長。

○管財課長（舛屋博之） ただいまの質問でございますが、例えば内小友財産区で 2, 0 0 0 万円くらい、大川西根も 2, 0 0 0 万円くらいございますので、基金の利子はもう少しございますけれども、予算上、存置項目的な取り扱いで処理しておりまして、このような形になっております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 全ての事業ってそういうふうなものなのかわかりませんが、そういうふうにする根拠というのはなんですか。事業これだけしか組んでいないわけですから、利子はこれくらい入ってこれるとい、そういう見込みは立てられるものだと思うんですけども。そういうふうにしらない、何か根拠がやっぱりあるということですか。

○委員長（渡邊秀俊） それでは暫時休憩します。

午後 3 時 0 2 分 休憩

午後 3 時 0 4 分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。総務部長。

○総務部長（老松博行） 基金の額が比較的小さい方の内小友財産区、西根財産区は存置項目の千円にしているようなんですけれども、基金の額が大きい協和の方では大体実績を踏

まえて1万2千円とか、そういう額を見込んでいるようです。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、橋村委員。

○委員（橋村誠） そもそもこの財産区はほとんど山だしべ、これ。山の名義は市の名義になっているのか、大仙市の名義に。

○委員長（渡邊秀俊） 舛谷管財課長。

○管財課長（舛屋博之） 財産区名義です。

○委員（橋村誠） 例えば西根とか、内小友とか淀川の名義になっているんだ。それがなして市の方で管理するというか、市の方で委託して管理すると、その整合性がわからなくて。

○委員長（渡邊秀俊） はい、管財課長。

○管財課長（舛屋博之） 財産区につきましては、地方自治法に、財産区財産を管理するのは、土地がございませぬ市町村の長というふうに規定しておりますので、財産の事務を市の方で取り扱っているということでございます。

○委員（橋村誠） そもそも財産区というのは、例えば合併する前の内小友なら内小友地区のあった、管理した財産区が合併なった時点でそれを、残したということ、だよな。それを市が事務だけやると、それが法律なんだな、それいつの法律、

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午後3時07分 休憩

午後3時11分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。本間委員。

○委員（本間輝男） ちょっと、議会にもう少し丁寧であればいいなということでお聞きします。各財産区の財源内訳について、この書き方ちょっと私、議会に対して、もう少し丁寧であればいいなということをお聞きします。まずひとつ、この財源内訳のその他と書いてあるんだけどこれ実はしよ、その他というは我々ちょっとピンとこねんだしよ。内訳として。それに、ほんとからいえばこれ当年度予算なんだな。24年の当年度予算がこれその他なんだよ。一般財源というはこれ、去年から繰り越してきたやつ7万円なんだよ。これ見ればよな、予算額93万円だ、内小友。その他さ86万円なんだべ。その内訳下にちゃっこく書いておくのよ。ほんとからいえばこれ24年の

基金繰入としてこれだけ、利子も入れてこんげやりますよと、一般財源というのはこれ去年からの繰越財源なのよ。だとすればそこさよ、一般財源のそこさちょこつと繰越とか、その他のそこさ当年度予算とか、書いてもらえば私ら議員としてわかりやすいなというのがひとつ、それから、折角ここまで言うんだから、基金がなんぼあるかだけかっこ書きで入れてもらうような配慮していただければ大変ありがたいなというお願いです。その方が、なかなか内訳がわからないので、だしべ。その他なんて言えば何だかおかしい予算でいらねジェンコだかこれやなんていうことでないので、これ基金から崩したり利子からそういうもの諸々入れて24年にはこんげの基金を出しますと、それからその他は一般財源に関しては前年度のもの繰り越しするというような解釈で、基金面もきちっと入れて下さい。

それからもう一つ、それ回答いりません。なんただしか、するしか。回答するということばしてたい。

○委員長（渡邊秀俊） それでは管財課長。

○管財課長（舛屋博之） 一般財源につきましては繰越金でございます。その他につきましては、いま、お話になりましたように、当年度で収入となるものということでございます。説明が足りなくて申し訳ございませんでした。今後、基金等も計上しまして、説明書とさせていただきます。

○委員（本間輝男） 明日でも、何々財産区はどことどこというふうな形、そこさ基金もちょっと載せて。

○委員（佐藤文子） これさみんな基金、みんな一覧表載ってるの見てるでしょう。

○委員（本間輝男） だけれども、図面さ添付するんだからそれさ書いてければ尚いいという意味。

○委員長（渡邊秀俊） はい、それでは本間議員の次の質問お願いします。

○委員（本間輝男） 15ページの、大仙市協和遺族会淀川支部に2万円出している。これ、財産区として、遺族会というひとつの団体さ、支出行為、これ出来るか。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午後3時15分 休憩

午後3時17分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（老松博行）　いま、本間議員のご指摘、重々わかりました。遺族会についてそうした、いわゆる政教分離が関係するような会なのかどうかというのは確認が必要だと思います。ただ、今ご指摘の中にありましたけれども、淀川振興協議会、例えば船岡地区振興協議会を受け皿に一般会計から出していただくと、特会からは一般会計に出すと、財産区会計から一般会計に出す、一般会計からは船岡地区であれば船岡地区振興協議会の方へどんとまとめて出していただいて、そこからもう一つの、それ以外の団体に出していただくというような形でお願いできればというふうに思いますので、そういうふうに取り扱わせていただきたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊）　はい、本間委員。

○委員（本間輝男）　私が言ったことがそのままいいというわけではないので、ただ、受け手として、その方が、逃げやすい、そんなこと言われねな、その方が適当だと思いますので、検討してみてください。

○委員長（渡邊秀俊）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊）　なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊）　討論なしと認めます。これより採決いたします。

本6件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊）　ご異議なしと認め、本6件は原案のとおり可決すべきものと決しました。それでは、会議の途中ですけれども、3時30分まで休憩いたします。

午後3時19分　休憩

午後3時27分　再開

○委員長（渡邊秀俊）　それでは会議を再開いたします。

次に、陳情第36号、「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないことを国に求めることについて」を議題といたします。本陳情は、平成23年第4回定例会において「調査検討を要する」として、閉会中の継続審査としておりました。その後の状況など、当局より参考意見がありましたらお願いします。佐藤税務課長。

- 税務課長（佐藤哲男） 特にございません。
- 委員長（渡邊秀俊） 本件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 今の国会でも今、野田内閣は消費税増税を、自民党との協議のようなことまでして消費税増税を計ろうとしております。税の一体改革と合わせて課題になっているわけですがけれども、消費税というふうな増税はもはや国民には、今の所得が非常に下がっているところで、消費税増税は絶対だめだと、ますます消費は下がるというふうな声大きいわけです。一方では社会保障の削減が持ち出されているわけですので、是非こうした消費税を社会保障と税の一体改革という名で消費税大增税を行おうとする国の、今のやり方をなんとしても止めたいというふうな願意は妥当ですので、是非採択をしていただきたいと思います。私は思います。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、橋村委員。
- 委員（橋村誠） 私自身も消費税の増税は、本音から言えば反対だけれども、この陳情書にあるその「消費税の増税は行わず、必要な財源は大企業・大資産家優遇税制の廃止」これ普通は、こう書かないで、例えば経費の節減だとか、自ら削るだとか、そういう文面になればいいんだけど、この文面では私は、この陳情書に関しては問題があると思うから、私は不採択です。文面変えればいいんだけど、例えば経費の削減だとか、そういう文面だったらいいんだけど、何かここの部分がちょっと意図的な感じしてイヤだというか。
- 委員長（渡邊秀俊） 他にございますか。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 大資産家・大企業という、他の皆さんも富裕層という表現で、富裕層への優遇税制止めましょうという、富裕層からもっと税金をしっかりともらいましょうという、そういう声は世界の流れにもなっているわけです。大企業・大資産家という表現がまずいというのであればここのところ富裕層と同じ意味合いだということで考えていただければと私は思うんですけれども。
- 委員長（渡邊秀俊） 他にございますか。はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 私の意見を言うならば、基本的に私はこういう税の問題とか云々というのは我々、この大仙市の中で論ずることなのかどうかということが第一点、佐藤文子議員のように市民も国民も同じだという議論を進めていかないとかなかなかいかないと、言うけれども、国ですらぐらぐらして、上げるなの下げるとか、増税云々なんて悶々と言っているときに、一自治体8万8千人の大仙市がこれを、結論出さねえというところ

に私は非常に無理があるような気がします。私は基本的には増税しないとやはり年金もパンクするだろうし、日本全体も非常に成長力が落ちるような気がしますので、ただ、橋村議員でないけれどもどこかやっぱり文章にひとつ角があるような気がするので、私は大仙市の当議会において議論するだけの材料なのかどうかを含めて、私は賛成しないという考え方をするならばやっぱり否決だと思います。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午後 3 時 3 3 分 休憩

午後 3 時 3 4 分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。

これより挙手により採決いたします。本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（6人中、挙手1人）

○委員長（渡邊秀俊） 賛成少数であります。よって本件は不採択とすべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、陳情第46号、「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求めることについて」を議題といたします。本陳情に関し、当局より参考意見がありましたらお願いします。進藤総務部次長。

○総務部次長（進藤雅彦） 特にございませぬ。

○委員長（渡邊秀俊） 本件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。

○委員（本間輝男） 委員長、休憩。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午後 3 時 3 5 分 休憩

午後 3 時 3 8 分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。これより挙手により採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。（6人中、挙手4人）

賛成多数であります。よって本件は、採択とすべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） ただいま、陳情第46号が採択されましたので、会議規則第14

条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。事務局から意見書案を配付させます。(事務局、意見書案を配付)

ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただ今お配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

○委員長(渡邊秀俊) 次に、陳情第48号、「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求めることについて」を議題いたします。本陳情に関し、当局より参考意見がありましたらお願いします。

進藤総務部次長。

○総務部次長(進藤雅彦) 特にございません。

○委員長(渡邊秀俊) 本件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。

○委員(佐藤文子) 願意妥当で採択です。

○委員長(渡邊秀俊) これより採決いたします。本件は採択と決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長(渡邊秀俊) ただいま、陳情第48号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。事務局から意見書案を配付させます。(事務局、意見書案を配付)

ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成し

たものです。ただ今お配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（渡邊秀俊） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。
-

- 委員長（渡邊秀俊） 次に、「平成24年度入札契約制度の改正について」説明を求めます。久保江契約検査課長。

- 契約検査課長（久保江信晴） 常任委員会の審議でお疲れのところ、説明の機会をいただきましてありがとうございます。入札契約制度の改正につきましては、国・県の要請、業界団体との意見交換会、及び、入札結果分析を基に、毎年実施してきたところであります。

平成24年度は、制度の実態に即した対応をするため、市長・副市長協議を経たうえで、資料記載の4項目について改正するものであります。A4の資料をご覧ください。一つ目の改正は、「入札参加資格について」であります。この中で3項目ございます。一つ目は市内業者及び準市内業者の認定基準の見直しであります。いわゆる市内に本社がある市内業者と市内に営業所がある準市内業者の区分を明確にし、制度の透明性を図るものが1点でございます。2点目につきましては、建設業者の合併に伴う等級格付基準の明確化をするものでございます。最初の項目の認定基準と等級格付基準を分離し、明確化を図るものでございます。合わせて、合併に伴う直近等級への入札参加資格、いわゆる合併特例につきましては、今後1年間かけて検討を行いたいと思います。3点目は、大仙市への入札参加資格申請、いわゆる指名願いの届け出事務を統一化したいというような内容が一点目でございます。

二つ目の改正は、「適正な施工を確保するための『総合的なダンピング防止策』について」であります。項目は4点ございます。1点目は、地域維持型総合評価落札方式の創設による価格競争からの脱却を図るものでございます。従来は、価格のみの競争でしたが、今度の改正で地域精通度、地域貢献度、地域産業力の評価項目を新規採用することにしました。また、地域貢献活動につきましては、現在一律に認定しますところを、実施機会の多寡により区分し、ポイントで数値化したいと考えております。適用は250万以上2,000万円未満ということで、2,000万円以上は従来型の総合評価、250万未満は地域貢献型条件付き一般競争入札というふうに分けて実施したいと

考えております。2点目の改正につきましては、低入札価格調査制度における適用ラインの改正でございます。現在は1,000万円を境に低入札と最低制限価格に分かれてきました。これを、700万円を境にいわゆる土木B、建築B以上は全て低入札制度、C級は変動型最低制限というふうに区分するという内容でございます。3点目の改正につきましては、低入札価格調査基準価格における算定式を改正するものであります。こちらの方につきましては、国県と同じ率にすることにより、調査基準ラインの0.6から0.9%上昇させるという内容でございます。また、700万未満の変動型最低制限価格制度につきましても、同様の算定式を改正するものであります。4点目の改正は、低入札価格調査制度における入札参加制限期間の見直しでございます。現在は一律3ヶ月入札制限しておりました。この改正によりまして、初回は2ヶ月、再度の場合は4ヶ月にそれぞれ警告期間というのを付加して実施したいというふうな内容でございます。また、これらの制限を受けた業者につきましては、いままでは入札、随契に関わらず全て不可でしたけれども、今度は、特別な理由のある随意契約は可とするものでございます。以上が大きな2点目の改正でございます。この件につきましては、後で詳しく説明いたします。

三つ目の改正は、「工事現場への主任技術者の配置と現場代理人について」であります。主任技術者の兼任可能要件ということで、現在土木建築は700万、他の工種は500万、3件まで可としておりました。これを今度は、合計で1,500万まで可とするものでございます。現場代理人につきましては、常駐義務の緩和ということで、現在全て常駐でした。ところが、同一地域、旧市町村管内で500万未満に限り複数工事へ配置を認めるというような改正でございます。

改正の大きい4点目ですけれども「下請契約の事前協議について」であります。こちらの方につきましては、事前協議内容の簡略化ということで、単一の専門工種を、いわゆる舗装のカッター、区画線というより少額な下請負、50万以下ですけれども、事前協議は省略可としたいというような内容でございます。

次に通常必要と認められる減価の取り扱いということで、現在は80%を境に不可としておりましたけれども、これを今度は弾力的に費目ごとに基準内容を設定し、詳細調査の結果により判断したいというような改正でございます。

以上が改正の概要でございます。

次に、A3資料に基づき「総合的なダンピング防止策」についてご説明いたします。左の表は「南外地域の道路改良工事をサンプルケースとして入札結果をシュミレーションした事例」であり、業者の並びは「入札金額」の低い順にA建設からF建設となっております。資料の右側をご覧ください。主な改正点を列挙しております。主な改正点の1点目は、「地域維持型総合評価の創設」であります。左の表の下側（改正後）は、同様の工事を地域維持型総合評価で実施した場合の事例であり、オレンジ色部分にも記載のとおり、地域維持型総合評価では、入札価格を点数に換算した「価格評価点②」と、各業者の営業所の所在地や、地域貢献活動の状況など、地域に係る評価項目を業者毎に評価する「価格以外の評価点①」を足し合わせた「総合評価（①+②）」で落札決定するものであります。この制度を導入した場合どうなるかというのですけれども、4番札の有限会社D建設、こちらが総合評価の点数が最終的に一番高くなって落札するというふうな仕組みでございます。これが大きな改正の一点目でございます。

あと、大きな改正点の2点目につきましては、「低入札・調査基準価格の算定式の改正」であります。具体的には直接工事費と一般管理費の率が変わっております。国と県と同じ率を使っております。そうした関係で、この場合では0.59%上昇が見られるというような内容でございます。

主な改正点の3点目は、「低入札者に対する入札参加制限の見直し」であります。現在は、「3ヶ月の入札参加制限」をかけておりました。改正後は2ヶ月の参加制限に3ヶ月の警告を付加した制度にもっていきたいということでございます。また、この警告期間中に再度やった場合は今度は4ヶ月にするというようにしたいと考えております。それにまた3ヶ月をくっつけるというふうな改正でございます。以上、これらの制度改正につきましては、関係各課及び業界団体と連携を図りながら円滑に実施してまいりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 私はこの入札制度とかこういったこと全然素人だから、私の言うことちょっと的外れだともあるかも知れませんが、簡単に言うと今まで最低価格下回った業者には3ヶ月間入札参加資格取り消しということだようすけれども、それはそれでいいんだども、最近よ、例えば水道工事だとか管工事さ、資格あるということで舗装会社へ行ったり土木会社へ行ったり、いわゆる低価格で落としている人達、この前の我々

さ来た入札結果については出てるわけけれども、工事そのものは当然その業者たち、舗装屋でも土木屋がやるかも知れませんが、例えば我々水道工事、いわゆる上水道というやつは、我々のライフラインの一番、電気もしかりだけれども、基本となる工事だと思うんだしよな。そういったとき、ただ資格あるとてどどと安く取って、そして何か故障あるときは地元の水道屋とかあるいはそういったとこに発注するって、こういった工事の方法っていかなものかなと私個人的にそう思っているわけしよ。したがって、業種について、例えばもちろん舗装屋なら舗装屋は舗装屋だけれども、土木屋とはそこだりよ、分けて発注するという考えはねものだしか。当然あんた1人では出来ね、市長なり副市長がこれから指名委員会なりやることだと思うんだども、そこら付近、非常に私どもは疑問点もあるし、また危険度が高いんでねかと、こう思うけれども、何か、例えば地震は滅多にこねがと思うんだども、そういったやつはみんなその地元の管工事とか上水道業者を使って、土木屋なんて何もやれねしべ、実際請け負った、工事やったとしても、そこら付近どういった考え方してるしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、契約検査課長。

○契約検査課長（久保江信晴） いま水道工事の件についてご質問ありましたけれども、先ほど説明不足でしたけれども、実は総合評価の地域精通度とか貢献度とか産業力とかという項目を付加したということですけれども、この中で、地域精通度の中に、例えば水道事業であれば、協定結んであれば点数は上げますよと、そういうふうな仕組みも中に入っております。地元の水道業者がいい点数なるような仕組みになっております。これちょっと説明申し上げませんでしたけれども、そういう関係で、入札を実施したいと考えております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） そういうことだと思うんだけど、実際に最近の入札価格見れば、この前舗装会社、大曲舗装、名指しで大変申し訳ねしども、あの舗装会社85%くらいで落としてるしべ。水道工事。こういったこと言えるかなと、俺とか不安感じているわけしよ。地元の人間としては、やっぱり上水道というやつは下水道と違った、ほんとに大事なライフラインだと思うから、そういった指名の仕方して果たして、今言った地域貢献型だか、よくわからねけど、そういったことあってよ、工事させて、最後に不手際で何かあったとき、事故あったとき、事故というか、その、災害あったときは、その業者が直してけることだし基本的には、最後まで責任を負うと、その請け負った業者が、災害

あっても直せるよということであれば別だけれども、そこだり我々やっぱり市民さ、いわゆる今日、建設水道部の会議ねがら言わなくてもいいかもしれねども、もう少しそこだりいろいろ考え方あるかも知れねけどももう少し、俺はそこら付近、舗装屋は舗装屋、土建屋は土建屋あるいは建築屋は建築屋の、そういった指名していかなければいろいろ災害起きたとき復旧にかなり手間取るのではないかなと思っているんだども、これはただ、いまあんた言ったように地域貢献型とかで指名入札、指名さ入るにいいって言ったって、そこだり、ただせば貢献するどって、水道屋さ舗装屋入ってきてみたり、まさか舗装やる時水道屋舗装やるわけでもないし、そういったすみ分けというやつは大事な、いわゆる地元の業界を大切にしていかなければ大変でねがなと、ましてこのままやってしよ、特に水道屋もそれぞれの技術屋あるいはこの現場、主任技術者だっけか、こういったもの揃えておくといえ、それなりの経費かかっているのが、会社そのものもしよ。そこだりもう少し勘案しながら発注方法を、この発注方法いいと思うんだけども、そう考えていただければなと、これはあんたとこさ言ったって始まらね話だども。要望として。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私たちは、契約制度は、いろいろ働く人達の給与だとか、そうした処遇の問題で、ダンピングの防止はもちろんです、そこで働く労働者の賃金などにも一定の基準をかけて、地域経済の活性につなげていくという立場から、公契約制度というものを求めてきた経緯もあります。それで、今回の改正案がより、だんだんそちらの方に近づいていっているものなのかどうか分かりませんが、ここに、地域貢献活動の状況等というその評価項目がおありのようですので、そのチェックポイントというふうなものがどういうふうなものなのか、何段階評価になっているのか分かりませんが、そのチェックポイントというふうなものはあるわけですね。もしあればそれも資料としていただければありがたいと思います。そこに、貢献度の中身がどのようになっているのか、我々の知りうる材料になりますので、後でよろしくお願いします。

○契約検査課長（久保江信晴） 後で資料の方準備しておきます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

以上で、「平成24年度入札契約制度の改正について」を終了いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 以上をもちまして、本日の審査日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会し、明日10時から委員会2日目を開催いたします。
大変ご苦労さまでした。

午後4時01分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成24年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊